

平成29年第4回長与町議会定例会会議録(第2号)

招集年月日 平成29年12月 5日
本日の会議 平成29年12月 6日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 浦川 圭一 議員 2番 中村 美穂 議員 3番 安部 都 議員
5番 饗庭 敦子 議員 6番 安藤 克彦 議員 7番 金子 恵 議員
8番 分部 和弘 議員 9番 西岡 克之 議員 10番 岩永 政則 議員
11番 喜々津英世 議員 12番 山口憲一郎 議員 13番 堤 理志 議員
14番 河野 龍二 議員 15番 吉岡 清彦 議員 16番 竹中 悟 議員
17番 内村 博法 議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 谷本 圭介 君 議事課 長 富永 正彦 君
主 任 山田 傑 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君 副 町 長 鈴木 典秀 君
教 育 長 勝本 真二 君 総 務 部 長 荒木 重臣 君
企 画 財 政 部 長 久保平敏弘 君 建 設 産 業 部 長 緒方 哲 君
住 民 福 祉 部 長 森川 寛子 君 教 育 次 長 帯田 由寿 君
健 康 保 険 部 長 中山 庄治 君 水 道 局 長 濱 伸二 君
会 計 管 理 者 谷本 清 君 建 設 産 業 部 理 事 松邨 清茂 君
教 育 委 員 会 理 事 金崎 良一 君 秘 書 広 報 課 長 青田 浩二 君
総 務 課 長 山本 昭彦 君 契 約 管 財 課 長 井川 勝信 君
地 域 安 全 課 長 山口 功 君 政 策 企 画 課 長 荒木 隆 君
財 政 課 長 田中 一之 君 税 務 課 長 荒木 秀一 君
収 納 推 進 課 長 宮崎 伸之 君 土 木 管 理 課 長 日名子達也 君
産 業 振 興 課 長 中嶋 敏純 君 福 祉 課 長 細田 愛二 君
こ ども 政 策 課 長 村田ゆかり 君 住 民 環 境 課 長 栗山 浩二 君
健 康 保 険 課 長 志田 純子 君 介 護 保 険 課 長 辻田 正行 君
水 道 課 長 山口 新吾 君 下 水 道 課 長 山崎 禎三 君
教 育 総 務 課 長 宮司 裕子 君 生 涯 学 習 課 長 山口 利弘 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 和田 弘 君 情 報 管 理 室 長 堀池 英二 君

会議録署名議員

13番 堤 理志 議員 14番 河野 龍二 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 16時10分

○議長（内村博法議員）

皆さんおはようございます。ただいまから本日の会議を開催致します。

日程第1、これから一般質問を行います。通告順に発言を許します。なお質問並びに答弁は会議規則第54条第1項の規定を遵守し簡明をお願いします。なお通告外に渡っての発言はできないことを申し添えます。

通告順1、吉岡清彦議員の①教育行政について、②健康の町ながよの推進についての質問を同時に許します。

15番吉岡清彦議員。

○15番（吉岡清彦議員）

おはようございます。では一般質問に入らせていただきます。その前に9月議会後の世の中の変化を見てみたいと思いますけども、相変わらずの凶悪事件とかあるいは台風等の大自然災害が発生しておりますけども、亡くなった方々の御冥福をお祈りするとともに被害に遭われた方々の早急なる復旧、復興、回復を願ってやみません。また世界を見回すとヨーロッパでは難民やテロ等が発生しておりますけども、また日本にもいつ発生するか分からない状況でございます。また我が国を取り巻く近隣を見ていますと、今までは笑っておったロケットの発射がそれこそ大陸間弾道弾としての開発も進んでおりますし、また世界を制覇するというか、そういう大国も来つつあります。そういう中で衆議院選挙が行われたわけですが、私は今回の選挙を明治維新とか、あるいは戦後に次ぐ大きな出来事じゃないかと考えております。世渡り上手で我がまな小池さんが新党を立ち上げましたけども、それにふわふわとした男性がなびいていったわけでございますけども、こういう状況では我が国を守ることはできないんじゃないか、ひょっとしたら隣国の餌食になるんじゃないかという気もしておったわけですが、国を守る、国民の幸せを尽くす、世界に貢献する、大きなこの3大原則といいますか私はそういう具合に考えるわけですが、守られて安心をしておるところでございます。これを機に自由民主国家を目指す自由民主党とか公明党あるいは維新と、社会主義国家を目指す共産党、旧社会党、今で言う立憲民主党ですか、あるいは旧民社党、希望の党と書いてますけども、解体された後の連合傘下による党になると思いますけども、そういうのに大別されていくんじゃないかと思っております。我々も私自身も町民の幸せのために力いっぱい邁進することが必要じゃないかと、また改めて感じたわけでございます。また先人が、師は鐘のごとし大鳴り小鳴りはその撞く人の力によるまでなりと、本人次第ですよということですね。真心で撞くかふわふわと撞くか、そういうことじゃないかと思っております。立場立場であり方を教えているものと感じております。そこでふわふわとしない根の張った教育行政を求めて質問をしていきたいと思っております。

(1) 町長は9月議会で教育委員の任命の同意を求めてこられたわけですが、その中で他町の公民館長という重要な職の人が対象となっておったわけですが、どちらにしても向こうの方の公民館長にしてもこの教育委員にしても、大事な職務と思って

おるわけでございます。その中で町の方の教育委員に同意を求めてきたわけですが、すんなり教育委員というのが兼務されて、大事なのかそんなに軽いものなのかというのはちょっと感じておるわけでございます。町長はそういうのは知っておったのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。2番目として教育委員の任務はどういうものか。ひょっとしたら直に手をつけなくても一般行政まで関心を持っていくべきじゃないかと、町内ですね、そういう考えも持っております。3番目にこういう中で教育委員をお願いしたわけですが本町に無理してそういう他町の館長をお願いするという事は、本町にそういう教育委員になる候補者がいないのか人材がないのか、あるいはその人を任命しなきゃならない何か特殊な資格があつたのか、そういう点をちょっとお聞きしたいと思っております。4番目として本町の公民館長などの施設の要職にある方に他町からこういう具合に教育委員の打診があつた場合どうするのか。本人がOKならばそれでいいのか、あるいは町長が許可をするのか、あるいは教育長が許可をするのか、そういう点をお尋ねしたいと思います。5番目に部活動指導員というのが確かなつてるように思いますが、どういう状況でなつているのか、また今後どういう活動をやっていくのか、その点についてお願い致します。6番目に教育支援員というのはこれはできてみたいですがその状況についてもお尋ね致します。7番目に新聞にいいじめ最多32万、これ全国ですけど、そういう報道もなつておるわけですが、本町の状況等々、出てから大騒ぎするわけですが、出る前のそういう等々が何かあつたらばお願いしたいと思います。その対策ですね。

大きな2番目として健康の町ながよの推進、9月議会で住民の健康を願って健康の町ながよの宣言を検討するとのことであつたわけですが何か方策を今考えているのか、私の方としては長与ニュータウンで仲よしサロンというのをやっておるわけですが、以下のようなモットーを掲げて活動してるわけですが、ちょっと読んでみますと、笑って笑って1日100回の大笑いをするとか、楽しく楽しく生きましようとか、あるいは輪になって平和のまちをつくるとか、そういうことです。あるいはお年寄りになつてもお世話の心をもつとか、1日30回噛む、朝夕300回手を擦るとか、自分の歯を20本を維持していきましようとか、120歳まで元気で生きましようとか、そういうキャッチフレーズでやつてるわけですが、これからの長与町の何かの方策をお聞きしたいと思っております。(2)で健康ポイント制、毎日歩く歩数も対象となつて居ることですけど、9月議会の中でお聞きしたのが自治会やコミュニティでやつた時の歩数は対象外と聞いたわけですが、住民もこの制度に関心があると思つて居る。混乱するような気がするわけですが、どういう形で住民のために推進していくのか、以上の点をお聞きしたいと思つて居ります。以上よろしくお願い致します。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

みなさんおはようございます。今日から一般質問ということでございます。まず吉岡議員からの御質問についてお答えをさせていただきます。1番目の御質問につきまして、は所管をしております教育委員会から回答を致します。私の方からは2番目の健康の町ながよ宣言ということにつきましてお答えをさせていただきたいと思っております。前回の議会で回答を致しましたとおり議員が言われる趣旨を踏まえた健康の町ながよを標榜した宣言、こういったものを検討しております。健康宣言を行うということでございまして、各家庭、地域、職場や学校などそれぞれの生活の場で今より更に健康づくりが意識される、それと共に町全体で健康への取り組みの機運が高まるとそういったものを期待しております。宣言の内容、時期、方法、宣言に伴う重点事業などについての本格的な検討はこれから行うという状況でございます。重点事業の1つとして位置づけておりますのが健康ポイント事業ということでございます。これにつきましては来年度開始を目標に現在準備を進めております。今後も健康保険課内はもちろんのこと、関係部署と連携を図りながら有意義な健康の町ながよ宣言ができるよう検討していきたいとそうように考えております。2番目の健康ポイント制の質問でございます。健康ポイント制の目的と致しまして、健康無関心層の健康づくりのきっかけを作って習慣化を後押しすると、そして健康寿命の延伸を図っていくと、そのように考えております。平成30年度から健康ポイント事業を開始を致しますけれども、現在健康保険課を中心に健康づくり幹事会、ワーキング部会等々で協議を重ねておりまして、対象者や実施期間、参加規模や評価指標等について内容の決定を行っております。イベント参加事業につきましては初年度ということもありまして、町が実施をしておりますところのヘルシーウォーキング大会とか健康まつり、あるいは健康講演会等について、まずは絞って行う予定にしております。理由と致しましては初年度の参加規模を800人程度だと想定をしております。何割の方がこのイベントに参加していただけるのか予想が大変難しいというところもございまして、まずは町主催の事業を中心に行いたいと考えておるところであります。周知方法と致しましては、広報やホームページやポスターあるいはチラシで行う、それと共に健康ポイント事業申込時に事業のしおりなどをお渡しを致しまして、イベント参加事業も含めて案内をする、そういう予定でございます。これからも住民の皆さん方が楽しく参加できるよう準備を進めてまいりたいと思っております。私の方からは以上でございます。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

改めまして皆さんおはようございます。では私の方から1番目1点目の教育委員の任命で他町の公民館長がいたが職務に支障は無いのか、そんなに軽いのかについての御質問にお答え致します。9月議会において新教育委員2名の任命について議会の皆様の御同意をいただきました。改めてお礼申し上げます。議員御指摘のとおり新教育委員の中

には現在公民館館長として勤務している委員がおり、お尋ねは公民館の館長を兼ねながら教育委員の職務を支障無く行うことができるのかということだと思います。教育委員は非常勤職員であり、定例または臨時に開かれる教育委員会の会議や町長が招集する総合教育会議に参加し本町の教育に関する事項について審議することが重要な業務であり、館長の職務を兼ねながら教育委員の職務を果たすことは十分可能であります。実際就任後2か月ほど経ちますが廣田委員は支障無く職務を果たしております。また廣田委員の選任に当たっては当該公民館を所管する時津町教育委員会にも相談し、館長と本町の教育委員を兼ねることについて御許可をいただいております。この許可には公民館長の業務に支障が無いとの判断があったからだと理解しております。しかし議員の御懸念もよくわかりますので、廣田委員はもちろん時津町教育委員会とも連絡連携を密にし、いずれの職においても業務が円滑に確実に進められるようにしていきたいと考えております。

2点目の教育委員の任務とはどういうものなのかについての御質問ですが、本町の教育委員会は教育長及び教育委員4名で組織され、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条に定められた学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関することなど、本町の教育に関する事務を管理執行しております。教育委員は教育委員会の構成員とし、会議の招集を請求する、先に述べた教育業務が適正に行われているかチェックする、動議を提出するなどの任務を行っております。その際、教育委員には適切な判断、決断が求められますが、そのよりどころとして教育に関する情報や施策、長与町教育への思いなど教育に関することのほか、社会一般の考え方、一般行政の知識なども必要だと考えております。

3点目の本町は教育委員にお願いする人材がいないのか、特殊な資格がいるのかについての御質問ですが、まず特殊な資格が必要なのかというお尋ねですが、教育委員については25歳以上の者、人格が高潔で教育、学術及び文化に関心識見を有するものうちから町長が議会の同意を得て任命すると地教行法で定められております。加えて任命に当たっては、年齢、性別、職業などに著しい偏りが生じないように配慮すること、さらに委員には保護者である者を含まなければならないとされています。

本町では教育委員にお願いする人材がいないのかということですが、廣田委員は長与町嬉里に生まれ育ち、長与小学校、長与中学校の卒業生であります。また教員としても平成4年4月から平成17年3月までの13年間、長与南小学校、高田小学校に勤務し、子ども達の指導に当たっております。住所はここ20年長与町嬉里にあり、廣田委員は貴重な長与の人材と私どもは認識しております。

4点目の本町の公民館長など要職にあるものが他町より教育委員の打診があった場合、本人次第なのか町長が許可を出すのかについてでございますが、本町では長与町公民館や長与町文化ホールなど生涯学習課施設があり、それらの施設のうち9施設に館長、施設長等の管理責任者を配置しております。館長等管理責任者の任用形態が町の職員を退職し再任用職員として雇用されている人、町の職員、教員を退職し非常勤嘱託として雇

用されている人がいます。再任用職員については、地教行法により教育長及び教育委員との兼職が禁止されており許可することはできません。非常勤嘱託職員については、兼職、兼業を認めるか認めないかの権限は町長、教育委員会にはありません。したがって公民館等の業務に支障を来さないということを条件に、本人の意向を尊重することになると思います。

5点目の部活動指導員についての御質問ですが、部活動指導員は学校教育法施行規則の一部改正により本年4月1日から任用が可能になった新しい職です。その職務は学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動に係る技術的な指導が主たる内容となっています。部活動指導員の各学校への配置は、学校における部活動の指導体制の充実、教職員の職務の軽減等大きな効果が期待できます。しかしその任用については勤務形態、報酬や費用弁償、災害補償等整備しなければならないことも多くあります。また指導員の確保、町財政上の問題もあります。現在、県教育委員会においても規則等の検討を進めており、県教育委員会の指導を受けながら部活動指導員の活用を考えていきたいと思っております。

6点目の教育支援員についての御質問にお答え致します。勤務期間及び時間については年間10か月、週29時間以内となっております。職務については通常学級での支援を基本として、支援員の時間割は学校が計画的に作成し、対象児や支援内容について十分に事前に連絡を行うよう配慮するとともに、各学校では支援員と教職員との間に必要な情報を共有できるようにしております。今年度は特別支援教育支援員として小学校に14名、中学校に5名が町内の小中学校で勤務しています。

7点目のいじめについての御質問にお答えします。今年度、いじめは小学校で10件、中学校で5件報告が上がっています。いずれも、いじめ認知後、各学校の基本方針に則って対応しています。現在加害の状況はありませんが完全解消に向けて対応を継続している事案もあります。各学校のいじめ防止対策基本方針に基づき、いじめの根絶に取り組んでいます。平成30年1月1日より各学校の改訂版に則り、いじめ問題に対応していく所存でございます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

大きな1点目のまず（1）の私が町長に聞いたかったのは、任命する時に対象の方が時津町の館長をしておったのを知っておったのか、そういう点をちょっと聞いたかったわけです。9月議会では町長から立派な校長をしてきたという、そういうのは受けて聞いております。しかし今、現職として時津町の公民館長をしておられます。支障ありませんとか、そういうあれが無かったわけです、町長の方からね。だからちょっと私もあの時に反対の表明をして、心配したもんですから、いろんなことを考えて一瞬これはちょっとまずいかなということでも反対しました。だから町長として、そういうのを知って

おって同意を求めてきたのか、それをちょっと再度お尋ねします。町長の方からですね。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今回は教育委員を選ぶということで、2名の方を選ぶということでございました。教育委員会と話をしまして、どうしましょうかということで、内容につきましては、いろいろ任命につきましては教育委員会の方でもずいぶん承知をしておられましたので、そのうちの1人は私が御推薦を致しまして、もう1人の方は教育委員会の方で御推薦を願ったということで、内容につきましては私は教育委員会とずっと話をしておりますし、その辺りは当然クリアされて御推挙いただいたと、そのように思っております。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

私が言ってるのはこの人がどうこうじゃないわけです。初めから言ってますようにやっぱり職務の問題に関心があるわけです。いろいろ述べられて私も分かります。いろいろなある程度のことは、来て会議していろいろ教育をしてきているから立派な方というのは分かってるわけ。今まで立派だったのは分かりますけども、これからまた違った仕事をしていくという任務が今度あるわけです。長与町の教育行政に携わっていく委員としてです。その点を私が心配して、だから町長としてもその心配が無かったのかどうかと、知っておって、ああそうねと同意したのか。立派だから推薦しているのは分かるわけです、はっきり言って。だから、町長のそういうこれからの長与町における教育行政に携わっていく委員に大丈夫かなと、その疑問点が浮かばなかったのかというのが、私がものすごく心配するわけです。そこを全然心配しなかった、だからOKしたんだと、それならそれでいいわけですけども、私のとり方、私だけかどうか分かりませんが、一瞬そんな思ったわけです。だから再度改めてここで、もう他に聞くところ無いから、ここで改めてこういう形でお尋ねしていくわけですけども再度お尋ねします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今回お2人変わっていただくというようなことでございまして、教育委員会ともこれにつきましてはずっと話をしておりました。教育委員会の方も私の方で推薦する人はいらっしゃいませんかという話もありましたし、私の方も教育委員会とそういった形で話をしまして、教育委員会部局と話をする中で、この人は大丈夫だなということを私も認識しておりましたし、そういった面では教育委員会とも意見を同じくして進めていったと、そのように思っております。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

教育委員会側に聞きますけども、町長にこの方がこうやってやってきて立派な校長先生だったと、それは私もいいわけです。それをどうこうは言ってないわけです。これからのことを言ってるわけですから、私の仕事としてですね。大丈夫なのかというのを聞きたいわけですから、だから教育委員会として町長に、そういうことで今、時津の公民館長として勤めておりますけれども、こういう方ですと町長にお知らせしたわけですか。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

議員おっしゃるように御心配をされてる旨ありがたいと思います。まず御本人に当たる前に時津の教育委員長ともお話をさせていただいて、兼務ができるものかということのお話も進めさせていただいて、あと最終的には本人にも確認をさせていただきまして、兼務が、自分が公民館の業務をしながら長与町の教育委員会ができるかということの御確認をさせていただいた上で、任命の議案を出していただいたところでございます。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

できるかできんか一番重視するのはやっぱり大事なことで私は思うわけです。今まで立派な方であった、私もそれはいいわけです。次、長与に来て仕事をして、毎日じゃないけどもやっぱり大事な仕事と私は思うんです。これからの教育行政を、今新聞に出ているようにまた何か答申を出したとかなんとかで、新聞で出とったですよ、これから向かっていく。学校行政についてはそれはもう当然分かった人だから、しかしこれからの教育委員というのは、今まで学校だけの、いつも私が一合升とか歯磨き行政とか仲人行政とか言ってますけども、今まで学校だけの、全体の中での一合升の中できとるわけです。はっきり言って。しかしこれから、今度は町全体の方まで見て一般行政までは仕事する必要無いか分からないけど、見て行って、やっぱり長与町を見て欲しいというのが我々の願いですから、よそも一緒と私思います。そういうことをある程度横の連絡とかずっと言って聞いてるけども、知ってたとか、伝えたとか、はっきり出ないわけです。だから僕から言わせれば、伝えてなかった、町長は知らなかった、となってくるような気がするわけ。私の取り方は。他の人達はどうか知りません。そういうところが大事なことでないかと私は思うわけです。同じやっぱり町長が日本一幸福なまちづくりを目指すわけだから、そういうのも1つずつやっていかんと、どこかで歪みが出てくる可能性があるわけ。だからずっと町長に言うのは、名君になるためには、自分がもし、言ったら悪いけどテレビドラマじゃないけども馬鹿殿であっても皆さん方がちゃんと補佐してやっていけば自然と名君になると、水戸光圀だって我がままやっただけでも、家

老が中国の先人の言葉を、本をちゃんと載せてやって涙流して感激したという、そういう周りの人がそれ以上に手助けをしてやっていかんと、こういうことを聞く必要は無いわけです。そういうことを私が言ってるわけです、今までも。あくまでも今までは校長として教育行政に、それは立派にしとると思います。校長になってるわけですから。そしてまた時津側も大事な館長をお願いしてるわけですから、それを私がどうこう言ってるわけじゃない。ただ心配するのが、これからのそういうのを、どちらも大事です。兼職の禁止とか何とかそういう問題外の、本当の長与町の教育行政に携わってもらうためには、これからの本当の今度はその人の仕事となると思うわけです。今まではもうそれでいいわけです、もう終わりですから、その次が仕事ですから、それでいいのかなというのが、私が9月議会でも感じたことなんです。だから改めてこうやって聞かんでもいいわけですけども、そういうことだから聞いたら、聞いてないような感じで答弁するし、伝えてないような答弁するし。再度訊きます。どっちからでもいいけど、聞いたのか聞いてなかったのか、どちらからでもいいです。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

兼務してるのが大丈夫だろうかという、そこ当たりの不安だろうと思います。それと今から先のことが、今までの校長職としての実績は分かっていると、でもこれから大丈夫だろうかというのが。私達がお願いしたところはこういうことなんです。やはり前任者の村上委員は女性で管理者というそういう1つの後継者ということもあります。そうするとやっぱりある程度絞られてきます。プラス長与町の出身者であって欲しいと、やはり長与を愛するためにはそういう人があって欲しいと。それと、この方の経歴、勤務した学校の先生方にも聞いたことがあります。例えば高田小学校とか南小学校の勤務した時は、地域の方に出て行って地域の方に協力してもらいながら活動してたと。そういうのは先程議員がおっしゃるようないろんな角度から見ると持ってるんじゃないかと。わりと教員というのは視野が狭くて授業だけとか学校だけを一生懸命すればとそういう人が結構いるんですけど、この方は割と出て行って地域に協力してもらいながらいろいろな行事を行ったと。それとか例えばこの方は、長崎市でも教頭を経験し、佐世保市でも教頭を経験し、時津でもと。時津では校長も経験するというように、いろんな場所にいるということは、やはり同じ長崎県でありながらもいろんな場所で文化辺りも違うんです。そこ当たりをいろんな吸収してきたし、いろんな角度から見ると持ってる。その辺が認められて今回の時津町の公民館長にも選ばれてると思いますので、そういうふうな、これからのことは非常に期待できる存在だと思ってるものですから、私達としては是非同意をいただきたいということでお願いしたわけでございますので、私は大丈夫と思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員の質問は、この時津町の公民館の職務をやっておられるという事実を町長と連携してやっておられるかどうかというのを質問されてるわけです。だからそれを明確に回答をお願いします。

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

事前に町長ともきちんと明確に確認を取りながら動いたつもりでございます。

以上です。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

私から見ると、他の人はどうか知りませんが、実際にはっきりと職歴はこうであった、今現在はこうだったというのを伝えてないような気がするわけです。それ以上はもう言いませんけども、やっぱり大事なことがちょっと抜けてたような、そしてまたそれを知った時に、兼務の禁止とかなんとか大丈夫かという、町長がそういう疑問点を発してOKをしたらまたそれはそれでいいわけですけども、やっぱりちょっと欠けてるようなこともあったものだから、これからも大事なことじゃないかと思って訊いてるわけです。ちょっと聞いとったら無理なような気もします。職務はいろいろあるでしょうからそれでいいわけですけども、あと（3）番目のそれだけ無理してでもしなきゃならない人材であったか分かりません。それはずっといろんな、今まで居たわけだから。しかし他にも長与町内にやっぱりそういう今までの職歴を持ってきた方々もひょっとしたらおられると思うわけです。館長を兼務しておる人を無理にお願いせんでも長与町内に私はおったんじゃないかと、私、誰々と知りませんよ、OBの方々もひょっとしたら校長OBがよかと思っているならそれでいいわけですから。ひょっとしたら何名かでも私おるんじゃないかと思えます。しかしそれをせずに無理に向こうの要職にある、館長というのは僕はものすごく大きな仕事と私は思います。向こうの教育行政に、そこの一館長であったにしても、また他の事業等々にやっぱり参加することも出てくると思えますので、そういう要職にある人を無理にお願いしなきゃならない、だから資格も持ったのかとか、また思ったりするわけです。他にも長与町内におられたんじゃないかって気がするわけ。だから人材がもうおらないのかとこういうことになってくるわけです。この人が大丈夫であれば次回とか次の次とか何かできるような気がするわけです。だから特殊な資格を持ってたからその人でないといけない、何か持っていたからこの人に無理にお願いして、向こうがOKしたと、そういう経路でしようけども。僕はちょっとそこんところが、いるような気もするわけですけど、おらないんですか、長与町には。ちょっとお訊きしますけども。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

特殊な技術的なものがあるかということなんですけども、今回の選任に当たりましては村上委員の後任という形で、村上委員が校長先生であられたということと、女性であるということ、そういう観点からまずお探いをさせていただいて、女性の方で校長先生をされた方というのがなかなか少なく、また長与町にお住まいの方というのがいらっしやらなかったものですから、そういう点を考慮しながら任命の選考をさせていただいたのが現在に至っておるところでございます。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

大きな要因としては女性の校長出身ということを中心にしたということではないですか。ちょっと再度、長与町には女性の校長、もし主に考えるならば女性の校長OBはおらないということではないですか。ちょっとそういうところをお願いします。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

女性の校長は何人も居ます。ただし、これからの予測困難な時代を担うためにはやはり若い世代がいいだろうと、60ちょっとぐらい、校長経験者となると5人も居ません。もう本当1人2人というか、それで長与出身であって欲しいと私は思っていました。やはりどうしても、もうどんどんどんどん少子高齢化の時代で人口が少なくなるような時代、予測困難な時代である以上はやはり長与を1番大事にしてもらえるようなそういう人材があって欲しいと。だから長与出身となると、もうこの方しかいらっしやらないと、そういうことで決めました。以上です。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

分かりました。そういうのが、女性の校長OBで若い人とか、はっきり分かればそうだったのかということである程度は、しかし私がずっと言うのは、館長という向こうも大事な役目と、こちらの方でも一緒でしょ、公民館長は。そういうのを懸念したわけなんですけども、今言った若い人、女性の人、校長OB、そういう3つが出てきたということで、お願いしたということでそれでいいわけですか。再度お願いします。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

そのとおりでございます。それと委員であれば結局仕事は仕事、そこ辺りはきちんと割り切って仕事できるという、これまでの経験を見させていただいて、私も教頭時代の

様子とかそういうのを見てたもんですから、そういうことで判断致しました。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

4番目の、今度は他町から長与町の館長とか要職にある人、他の総務関係のもあると思いますけれども、これは本人次第ということで再度確認していいわけですか。本人がOKすればこちらでは何もない。それで総務関係か何か他の町長部局の方のふれあいセンターとかなんとも教育委員会だけじゃなくて、そういう部類もありますけれども、本人次第で町の方は関係ないと、それでいいわけですか。職務によって再任用の場合ができないけども非常勤の場合は本人次第ということで言われたけども、町長部局もそういうことでいいわけですか。再度お尋ねします。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

先程答弁でも申し上げたように再任用職員は兼業ができませんので、辞めないと受けられないという形でございます。それと非常勤の嘱託職員ということであれば兼務ができますので、御本人がやれるということの自信等が有れば本人次第ということで御答弁をさせていただいております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

分かりました。あと部活動とか5番目の方は、今から県の方とやるということで回答が有っております。教育支援員の方も現在一生懸命やってるということで安心しております。あと、いじめがやっぱり何回か、私も心配してお訊きをして、あるいは同僚議員も心配しておりますけども、小学校で10件、中学校で5件発生して大きなこととしてはまだなっていないという、軽微な、そういうことですかね。再度お願いします。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

今、議員の御指摘のとおり現象としては軽微というふうに捉えておりますが、子ども達の心の中は重いものというふうに捉えておまして、これの完全解消に向けて今各学校で取り組んでいる状況でございます。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

我々大人から見る場合は上から見える目線、あるいは回遊する魚を見る目線というこ

とで水族館なんかで上から見る目線と、あるいは地べたを這う虫の声とか、そういう同じ聞く見る3つの見方をしなきゃならないというのがあるわけですがけれども、我々大人が上から見るのは簡単でしょうけども、やっぱり下から1番地べたから這って虫の声を聞くような、子どもの声というのはそういうところにあると思いますので、再度そういうことをよろしくお願ひしたいと思っております。

あと大きな2番目の健康の町ながよ、これから案を作っていくということで答弁がっておりますけども、ニュータウンの方でこういう1つの例を挙げながらやってるわけですが、そういう中でこの前NHKのテレビを見とったら健康についての放送をやったわけですが、今よくコレステロールの問題、善玉コレステロールとか悪玉コレステロールとかよく言われますけども、そういう中で総コレステロールというのがあらしいです。総コレステロールを100とした場合に善玉と悪玉を足して100に合わない数値が出るらしいです。これを群馬大学の先生が研究して分かった。それを今度はオーストリアの大学で、値のXというんですか、それが何をやる仕事なのかということ調べたら、そのXが1番悪さをやる、70%80%のXが体内で悪さをやるということを見出したということで出ておりましたけども、正確な数字は私もまだテレビだけを見たので、数字はちょっと違うか分かりませんが、それを兵庫県の尼崎市が全国で初めて健康診断なんかに取り入れて、その対策に、これからのそういう健康管理について取り組んでいる、その項目をNON-悪玉コレステロール、そういう名前ちゃんと掲示をしてるわけですから健康診断する時にはその数字も出て、その数字が多いほど危ないとか、人体によくないという検査を始めたらしいです。全国で初めて。だからこういう中で健康の町ながよを推進していく中で、そういうのも1つのこれからの。医師会とタイアップしながら血液はもう提供するわけですので、ただその数字を書き込むだけでいいわけですので、何かそういうこともこれから長与で取り入れていって健康の町ながよに貢献していてもいいかなという気がするわけですが、ちょっとそういう点の1つ案ですけどもどうでしょうか。

○議長（内村博法議員）

志田健康保険課長。

○健康保険課長（志田純子君）

吉岡議員の御質問にお答えします。現在、長与町では特定健診ということで国民健康保険に加入されてる40歳以上の方を対象に実施をしております。この検診の項目につきましては、厚生労働省の標準的な健診というプログラムに則って実施をしております。先程から言われてますLDLコレステロール、悪玉コレステロールなんですけども、これにつきましても正常値が119というふうに決まっております、NON-コレステロールについての国からの指示というのは今のところありませんので、現在のところ長与町と致しましては国の方針に則って実施をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

だから私が言うのは尼崎市が全国に先駆けて取り組んだわけだから、健康の町ながよをしていくためにはやっぱり一歩進んでそういうのも、国の指針もあるわけです。悪いと言いませんけれども、現在やっぱり町長がいつも言ってるように、幸せな町づくり日本一をつくるための1つの方策、だから1番初めに言ったように皆さん方がどうしていくかが第一歩なんです。町長がああせいこうせいと言うよりも、皆さん方がそういうのを資料等々あるいはこうやって聞いたことをどうやって活用するかという、やっぱりそういうのをやっていかなきゃなかなかそれは無理なんです。行政側の今までのをずっと見とつてもね。だからそういうのに取り組んでちょっと研究してみたいと、やっぱりそういう心構えを持たんと。だからこうやって心配しなきゃならないわけです。町長が一生懸命どんなに幸福度日本一をと言いながら進まないわけです。再度お聞きします。

○議長（内村博法議員）

中山健康保険部長。

○健康保険部長（中山庄治君）

御提案ありがとうございます。健康保険課としても、まずは第3回定例会で申し上げましたように健康寿命の延伸ということが最大の目的でございます。それをもって長生きをしていただくということで、今議員がおっしゃいましたコレステロールの問題、今課長が答弁しましたいろんなコレステロールじゃない部分の健康のところもありますので、それを幅広く検討致して研究をしていきたいと思っております。いずれに致しましても議員が申しました健康に関する宣言を検討しております。その中で様々な事業を打つて出るように、宣言をしたからには何か前向きな事業をしなければならないと考えておりますので、尼崎の方も十分健康保険課も研究をさせていただきたいと思っております。御提案ありがとうございます。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

今度はまた別ばってん、仙台市がこれも資料に載ってたわけですけども、やっぱり1つのそういう健康についての指針をしながら認知症予防について取り組んでるわけですけども、認知症予防すごろくというのを作って、すごろくね、子どもの遊び。そういうのを取り組んで認知症の予防に対応してると、これも雑誌に載っておったですけども、皆さん方も御存知と思っておりますけども、そういうのはやっぱり良いのは取り入れて、これもだから全国の自治体で何百か問い合わせが来て実施してると、私も今度サロンでちょっとそういうのを含めながら今考えておるわけですけども、そういうのも含めながらやっていくのがこれからの、すぐはなかなかできないか分からないけども取り組むこと

が、研究するということが大事じゃないかと思うわけです。それと久山町というのは佐賀県ですか、西日本新聞に載ったんですけども、九州大学とタイアップして新経済資本のまちづくりというのを取り組むようにしてるわけですけども、自然や住民の健康も資本であると、町民にとっては、そういうタイトルで取り組みをしないと。だからここにも書いてるように健康なんかもこれに入ってるわけです。だからそういうのも研究しながら、どうやって日本一の幸福なまちづくり、幸福も町の資本になるわけです。健康であれば費用もひょっとしたら少なくてもいいか分からないわけです。やっぱそういういろんなものを研究しながら、当然やってるとは思いますけども、また知ってると思いますけども、そういうのを含めながらやっていく必要がこれからの健康まちづくりについて、知ってると思いますけどもその点どうですか、再度提案をしますけども。

○議長（内村博法議員）

志田健康保険課長。

○健康保険課長（志田純子君）

長与町の健康ながよ21という健康づくり計画があるんですけども、その中で長与町の平均寿命そして健康寿命を平均自立期間というんですけども、それについてが1番大きな目標になっております。平成22年にその値というのが出ております。その後平成27年度、値が出ております。ちなみに平成22年の長与町の平均寿命、男性が81.26歳、平均自立期間、健康寿命と言われる部分なんですけども、それが78.4歳というところが出ておりました。女性につきましては平均寿命が87.73歳、平均自立期間が81.11ということで、女性が6年余り差があっておりました。これが平成27年度になると男性の方が平均寿命が81.91歳で平均自立期間が80.35歳、これにつきましては平均寿命が県で2番、平均自立の方が県で3番と非常に上位に位置しております。女性につきましては平均寿命が88.29歳、これは県で1番になっております。平均自立期間が84.49歳ということで現在4位に位置づけられてます。5年前は県で下から2番目20位だったんですけども、この5年間で非常に平均自立期間というのが伸びております。これにつきましては健康づくりとか介護予防、そういうものが功を奏したというふうに考えておりますので、今後ともこの平均寿命と平均自立期間の縮小というところを目指して取り組んでいきたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

いろいろ分かりました。これで終わります。

○議長（内村博法議員）

13時まで休憩致します。

（休憩 10時30分～13時00分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き、会議を再開し一般質問を行います。

通告順 3、饗庭敦子議員の①教育行政について、②自治会加入促進についての質問を同時に許します。

5 番饗庭敦子議員。

○5 番（饗庭敦子議員）

皆さんこんにちは。今年も残すところあと少しとなりました。新しい県庁舎が11月30日完成して今月の24、25と落成記念行事が開催されます。その時に龍踊りやよさこいや県民向け見学会がされるそうです。私は長崎がんばらんば隊として24日の日曜日に参加いたします。皆さんも県庁舎に来られたら、見かけたら声をおかけください。

それでは質問に入ります。①教育行政について。新教育委員会制度により教育長と教育委員会が一本化されています。教育委員会が形を変え意識を変え、上下関係ではなく横のつながりを大事にし、対話や議論により進めて行くことが重要と考えます。勝本教育長は就任され1年を超えられましたが、新教育委員会制度によりこれまでの教育長の役割や責任が変わったことと思います。また、教職員の長時間労働、部活の指導による過度のストレスなどが働き方改革の中で少しでも軽減されることを期待しております。先日、長与第二中学校研究発表会や長与町小学生読書のつどいなど秋の多くの行事に参加いたしました。子ども達のまじめに授業に取り組む熱心な態度と笑顔に感動し、このようなことが全国学力テスト、学習状況調査に表れているものと思っております。今こそ未来の子ども達の支援に力を長与町でも注いでいただきたいと思います。そこで長与町の教育行政についてお伺い致します。1、教育長の役割と責任についてお伺いします。2、給食の米問題につきまして特別委員会報告後の対策をお伺いします。3、教職員の働き方改革についてお伺いします。4、教育無償化と現状の義務教育での費用についての町の考えをお伺いします。5、インフルエンザ予防についてお伺いします。6、いじめ問題、不登校の現状と課題についてお伺いします。7、児童虐待の現状と課題についてお伺いします。8、防犯カメラについてお伺いします。

②自治会加入促進について。11月は自治会加入促進月間でした。現状の自治会加入率は年々減少傾向にあります。自治会は長与町行政において最も重要なパートナーの1つであり、今後もその重要性はますます拡大していくことと思います。例えば自治会の機能を考えますと、地域の祭りやスポーツ、レクリエーションなどを通じた親睦機能や交通安全、防犯、非行防止など安全安心機能、道路、公園の清掃活動やごみ集積場の管理など環境施設維持機能、自治会内の情報や行政情報を回覧版で回したりする情報伝達、行政連携機能、住民相互の利害関係を調整したり、行政への要望を取りまとめたり、地域の様々なコミュニティや組織と連携する調整及び対外的代表機能など実に多くの役割を果たしております。そこで長与町の取り組みについて質問致します。1、11月の自治会加入促進月間の効果をお伺い致します。2、自治会加入率の推移と現状分析をお伺いします。3、自治会未加入者への対策をお伺いします。4、自治会加入促進

のため条例を作っている自治体もありますが、長与町の考えを伺います。

以上質問いたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは今日午後1番目の質問者であります饗庭議員の御質問にお答えをさせていただきます。なお1番目の御質問につきましては所管をしております教育委員会から回答をいたします。私の方から2番目の御質問につきましてお答えをさせていただきます。2番目1点目の11月の自治会加入促進の効果についての質問でございます。11月を自治会加入促進月間といたしまして、期間中に加入促進の取り組みを実施してきたわけでございますけれども、11月5日に開催されました子育てフェスタの会場におきましては、長与町防犯協会と協同製作で作成いたしました手提げ袋に自治会加入促進チラシを同封いたしまして加入啓発を行ってきたところでございます。また本庁舎に、御覧になってるかと思えますけれども、懸垂幕設置箇所に自治会加入促進月間という掲示を実施いたしました。なお11月20日には自治会加入促進調査研究会を開催をいたしまして、自治会長会理事及び各コミュニティ運営協議会の代表者による研究、協議を行ったところでございます。その中では、自治会が抱えている問題点や加入促進に向けての意見交換等が行われまして、今後の加入促進に向けた貴重な御意見等々を頂いております。なお自治会加入促進月間の期間中におきまして、広報紙、ホームページへの啓発活動等を実施をしております。地域住民への意識の高揚が図られたんじゃないかなどそのように思っております。また集合住宅を作ります時に協議書を取り交わしますが、その時に不動産関連者等への自治会への加入促進をしていただきますようお願いをしております。その場合、やはり多くの方に自治会に加入していただいているようでございます。

次に2点目の自治会加入率の推移と現状分析ということでございます。平成25年4月の加入率は74.2%、平成29年4月の加入率は69.6%で4.3%の減少となっております。最近の5年間の現状を分析してみますと、人口はほぼ横ばいとなっておりますけれども、全世帯数につきましては逆に586世帯の増加というふうになっております。このことは、両親が子供夫婦と同居している場合、同一世帯から世帯を2つに世帯分離する場合が増加をしているということが考えられるんじゃないかと思っております。この場合の自治会加入件数としましては1件と数えることが多いのでありますけれども、住民基本台帳上は2世帯と数えるために加入率としては減少することになります。そこで、住民基本台帳で同じ住所に複数の世帯主が存在する場合の重複する世帯数を除いた件数を参考値として算出しますと、加入率は79.6%という数字が出てまいります。

次に3点目の自治会未加入者への対策での質問でございます。各自治会におかれましては、未加入世代であります戸建て、アパートなどへの勧誘やポスター、のぼり旗などで啓発活動などを行っていただいております。町における取り組みといたしましては、

公共施設への自治会加入横断幕や広報誌、ホームページ等による自治会活動及び役割の重要性の発信を行っております。また転入者の方には、住民環境課窓口におきまして自治会加入申込書の案内を実施しております。なお長与町に新しく集合住宅を建設する際に、建築主や開発事業者に対しまして事前に交わされる協議書の中で自治会加入についての説明確認を行い、加入への理解、協力を呼び掛けておるようにしております。

続きまして、4点目の自治会の加入促進のための条例を作っている自治体もあるが長与町の考えについての御質問でございます。県内で条例制定を進めているのは、新聞報道等々によりますと佐世保市が地域コミュニティ活性化推進条例の策定準備を進めていると載っておりました。この条例は自治会への加入率の低下傾向により自治会活動の維持が厳しくなるとの見通しによる制定と考えられます。なお全国的にこの条例を制定した自治体は少なく、県内におきましては、県に確認いたしましたところ、条例制定に向けて検討している自治体は、現在佐世保市以外にはないようでございます。本町といたしましては今後周辺自治体の動向や県の指導を見ながら、条例制定も加入促進の1つの手段として調査研究をしてみたいと考えております。私の方からは以上です。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

では私の方から1番目1点目の教育長の役割と責任についての御質問についてお答え致します。教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表します。また教育長は議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められた時は議場に出席しなければなりません。なお教育長は常勤とし、勤務時間及び職務上の注意力の全てを職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務のみ従事します。教育長の職務について規定しております教育委員会の会務を総理するとは、教育委員会の会議を主宰すること、教育委員会の権限に属する全ての事務を司ること及び事務を統括し所属の職員を指揮監督することを意味するものであります。なお教育長は執行機関である教育委員会の補助機関ではなく、教育委員会の構成員であり代表であることから教育委員会による教育長への指揮監督権は法律上規定されていませんが、教育委員会が引き続き合議体の執行機関であるため、教育長は教育委員会の意思決定に基づき事務を司る立場であること変わりなく、教育委員会の意思決定に反する事務執行を行うことはできないものと考えられます。昨年10月より新教育長として就任して1年が経ち、定例教育委員会の議事録を会議の透明性を図るため今年2月より町のホームページで公表しております。また町長と教育委員会が連携を強化し、より一層民意を反映した教育行政を推進するため、総合教育会議を年1回開催しており、こちらについても議事録を町のホームページに公表し、開かれた教育行政を推進しております。

2点目の米問題特別委員会報告後の対策についての御質問ですが、特別委員会から教育委員会に改善を求める9つの事項をいただきました。教育委員会では、これらの事項

の改善に向けて次の3つの視点から取り組みを行っております。1点目は教育基本法等の法の精神に則った業務改善に関するものです。これらの法は、教育が中立的な立場を保つことができるように制定されたものだと捉えております。これからなお一層、法令を遵守した業務や対応を進めてまいります。また様々な方々からの職務に関する働き掛けについては長与町事務取扱基準に則り、対応記録表を作成、保管するとともに、必要に応じて報告を行い、職員の職務執行における公正公平及び透明性の確保を図っていく所存でございます。2点目は給食物資納入業者との契約に関わるものです。契約内容に不備を感じるという御指摘がありました。教育委員会では11月の定例教育委員会において学校給食用物資納入に関する諸手続の見直しを行い、新たに長与町学校給食用物資の調達に関する要綱を制定いたしました。この要綱を本年末までに告示し次年度以降の契約を進めることとしております。なお特別委員会から求められた通り、全ての物資の契約は納入業者と直接契約をすることといたします。3点目は、教育委員会の対応及び業務改善に関するものです。確認に丁寧さを欠いていたことや、前例踏襲と捉えられるような印象を与えた業務への取り組み方につきましては、そのように受け取られないように、きめ細かな対応に配慮すると共に、改めるべきことは改めて業務改善を図ってまいります。以上皆様の御意見を真摯に受けとめ町民の皆様の御期待に沿えるよう教育行政を進めてまいります。

続きまして3点目の働き方改革についての御質問にお答えします。学校における教職員の長時間労働、多忙感等が指摘され、お尋ねにある教員の働き方改革が急務となっております。この働き方改革については本年5月、県教育委員会において超勤改善対策会議が設置され、様々な施策が進められています。その目標は子ども達の指導に専念できる職場環境の整備、健康で充実して働ける職場づくりが挙げられ、重点目標に超過勤務の縮減、そして成果目標として100時間80時間超過勤務職員の割合を今後5年間で0にする、が挙げられております。本町においてもまずはその成果目標の達成を重点として、具体的には60時間以上、80時間以上、100時間以上の超過勤務者並びに学校の解錠と施錠の時間の調査を毎月行っております。毎月の校長会、教頭会においてその結果を公表し縮減に向けた指導を行っております。小学校では全職員一斉の週1回のノー残業デーを設定し、学校を挙げて縮減への取り組みを行っております。中学校では部活動に従事するため超過勤務時間が増える傾向があります。そこで週1回の部活動休養日を設定させると共に、全教職員が個別に週1回ノー残業デーを設定し早目に退庁する取り組みを行い、教職員の意識改革、教職員の業務見直し等を行っているところでございます。今後とも超過勤務縮減の取り組みを一層促進し、職員の心身の健康保持や働きやすい職場づくりを推進してまいりたいと思っております。

4点目の教育無償化と現状の義務教育での費用についての御質問についてお答えします。現在義務教育については授業料、教科書については無償としていますが、学校給食費、教材費、制服代、修学旅行代、通学費については保護者負担としております。ただ

し、就学援助制度により経済的に困窮している世帯については町の基準に基づいて援助を行っております。また町の遠距離通学費補助金により通学区域が一定距離以上の児童生徒に対し、通学費の一部を援助し、保護者の負担を軽減しております。これらの制度により、義務教育において保護者負担としている費用が、ある程度軽減されていると考えております。

5点目のインフルエンザ予防の質問にお答えします。公立小中学校においてはうがいや手洗いの励行と学校からのたよりを利用した家庭への予防に関する啓発を行っております。

6点目のいじめ問題、不登校の現状と課題についてお答えします。今年度いじめは小学校で10件、中学校で5件報告が上がっています。いずれもいじめの認知後、各学校の基本方針に則って対応をしています。現在加害の状況はありませんが、完全解消に向けて対応を継続している事案もあります。課題はいじめはどこでも起こりうる可能性があること、被害にあった場合、心の傷が解消するのに相当の時間が掛かることであると捉えております。不登校児童生徒については9月の報告で小学校1名、中学校4名、不登校傾向児童生徒については小学校が3名、中学校が18名でございます。課題につきましては、多くのケースでその要因が複数あり、かつ要因が即時解決または解消できないことが上げられています。

7点目の児童虐待の現状と課題についての御質問にお答えします。平成28年度の速報値における児童虐待相談対応件数は全国で12万2,578件、対前年度比118.7%、長崎県で665件、対前年度比134.3%と年々増加しております。本町の相談件数につきましては昨年と同数で21件。年齢別に見ますと乳幼児が5件、小学生が10件、中学生が5件、高校生が1件となっております。課題としましては、1つは核家族化や地域との繋がりが希薄化したことなどに伴う子育ての孤立化が考えられます。育児経験不足などもあり、保護者へのフォローが必要であると捉え、家庭訪問をはじめ、講座や各種教室への参加を促すなど、孤立化した子育てとならないように配慮しながら対応しているところでございます。もう1つは虐待の背景に複数の課題を家庭が抱えていることが挙げられます。親のストレスのはけ口が子どもに向かっているケースや、結果として子ども達が辛い思いをしていることに保護者が気付く余裕が無いなど、ほとんどのケースにおいて虐待との認識がない家庭が多く、自ら相談に来られるケースはほんの僅かしかありません。虐待を防止するためには、子どもに関わる関係者が子ども達の日常の様子や表情、何気ない言葉など気付きをもって子ども達に接することが非常に重要であると捉えております。また家庭における課題解決に向け養育者に寄り添った支援に努める必要があると考えております。

最後の8点目の防犯カメラについての御質問ですが、現在町内の小中学校の防犯カメラの設置をしている学校は1校のみです。学校における子ども達の安全確保のために防犯カメラは効果があると考えますが、長与町としましては地域ボランティアやスクール

ガードリーダー等の協力により、学校内外の巡回、警備等を行うなど、保護者や地域住民、警察等の関係機関、団体等と連携を取りながら地域ぐるみで学校の安全対策に取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

それでは再質問に入りたいと思いますが、ちょっと項目が多かったので反省をしておりますけれども、最初の方は教育長の役割と責任ということでお伺いしたので、今後のまた項目にしていきたいと思います。2番目に入りたいと思いますが、給食米の問題について特別委員会で私達が報告した9項目に対応したということでございますけれども、今でも街宣車も回っておりますし、町民の皆様も不安と不信を抱いているというふうに思っております。議会としても特別委員会で7人が倫理条例に抵触するというところで報告を行いましたけれども、その結果どうなったのかというところもあるかというふうに認識をしております。そういう中で、教育委員会としてはこの問題を終結とするには、どうしたら終結というふうになるとお考えなのか教えて下さい。

○議長（内村博法議員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

報告を受けまして、いろいろと契約関係の手続きも、要綱を見直したりとか商工会の方にも聞きまして、その後の契約の関係のお話もちょっとさせていただいたんですけども、今議員が御質問された街宣に関しては私どもは毅然と私どものお話をするだけで、それに対してああだこうだと言われても私どもが対応できない部分もございますので、それに関していろんな対応という形は取っておりません。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

街宣車に向けての終結ではなくて、この問題として起こった米問題としての終結という形ではどんなふうに捉えておられるのか。先程の特別委員会で私達が報告した9項目に対する結果だったので、教育委員会として考える終結というものを教えて下さい。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

この件についての終結といいますか、解決というふうに我々は考えておりますが、これにつきましては先程教育長も申し上げましたが、給食の食材の納入に関する要綱というのを新たに決めました。この要綱が、要綱どおりに動いて初めてこれが解決していくのではないかというふうに我々は捉えております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

今回議会でも、特別委員会でもずいぶん話し合いもしましたけれども、やはり圧力じゃないかと疑われたことも大きな問題かというふうに思うんです。その場合の対応の仕方、今後お互い再発しないためにどのような対策を取っていかれるのかお伺いします。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

先程もお話したように、一応私辺りを訪問にきた時は複数で対応するとか、記録をきちんと取るとか、そういう格好で常に先程も言った公平公正にという格好です。それとか物に対しても入札辺りをきちんとするとか、先程から言ってることを繰り返していくことが今後の予防に繋がるんじゃないかならうかと思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

では教育長が考えるこの問題の中での、何が問題だったかというふうに教育長としては考えられておられますか。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

やはりどうしても私達の対応が若干雑になったという部分が、例えば要求されたにしても、私達がきちんと形上は商工会との契約であった以上は商工会を通してと、そこ辺りがちょっと時間的に迷惑掛けたらいけないなということで早目に動いたと。かえってその辺が誤解を招いた部分もあるなど、その辺を私達としては反省しなければいけないなど。それとかもう一方の納入業者辺りについての話辺りをするのにしてでも、そこ辺りに対しての丁寧さを欠いたとか、そこ辺りがどうしてもいくつかあったと思いますので、その辺は今回のことを反省しながら次回こういうことが無いように今後とも気を付けていきたいなと職員一同考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

では再発防止に努めていただければというふうに思います。

次に働き方改革についてお伺いしたいと思いますけれども、60時間以上80時間以上100時間以上ということでも毎月点検をしているということでもございましたが、やはり長時間労働はかなりの課題かというふうに思うんです。その中で最近は一残業デー、

部活動休養日も取られておるといところで、教職員の方の完全休業日、全く学校に行かない日というのはひと月にどれくらいおありでしょうか。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

これは小学校中学校で別になっておりますが、小学校につきましては土日の週休日あるいは祝日等につきましては学校に全く行く必要はございません。中学校につきましてはひと月に1回家庭の日という第3日曜日の日を設定をいたしておりますが、ここで学校に行かない日というのを設定をしております。ただし、そこに大きな大会等が入るケースがございます。その際は別の日曜日あるいは土曜日辺りに全く学校に行かないという日を設定するよとということ指導しております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

具体的に完全休業日、土日祝日元々休みというのは理解してるんですけど、ほとんど何か行事があると出ておられると。ひと月に1回ぐらいしかゆっくり休めない。1日ぐらいしかないというふうな話も聞くんですけども、その辺りで実態として完全休業日というのは何日あるのか教えて下さい。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

手元にデータを持ってきておりませんので、ここでお答えすることはできません。夏休みにおきましてお盆を中心に5日間の学校閉庁日というのをしております。ここは完全に学校に来てない、学校を開けないという日を設定しておりますので、これにつきましては言えると思いますが、あとの詳しいところにつきましては手元にデータがございませんのでお答えすることができません。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

やはりこの完全休業日が必要かなというふうに思ってるんですね、働き方改革の中では。後でもし資料があればお知らせいただければと思います。その中で年次有給休暇というものもあるかと思うんですけども、企業では50%を目指しましょうとかいうふうに言われておりますけれども、学校職員の年次有給休暇の取得率といたらどれくらいでしょうか。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

この有給取得率につきましても今把握をしておりません。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

やはり働き方改革となるとそういうところを把握しといていただかないといけないかなと思うんですけども、後で分かりはするんですか。ここに無いということであるのであれば後で教えていただきたいんですが。次に学校でのストレスチェック制度とかをされたかと思うんですが、この職場環境改善が働き方改革にも繋がろうかというふうに理解しております。その後に職場改善環境に繋がられたことの具体的なことがあれば教えて下さい。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

ストレスチェックにつきましては個別のデータが個人にしか行かず、管理職等あるいは我々の手元に届くものでございませぬので、この内容の把握ができていないというのが現状でございます。ストレスチェックを受けてというふうな改善につきましては今やっております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

ストレスチェックをして個人にももちろん返るんですけども、集団分析とかもされたのかなと思う前提で聞いたんですが、されてないということに理解して。できれば今後されていって、その働き方改革に繋がっていただければなというふうに思うんです。なかなか、長時間労働の是正とか言っておりますけれども、実態は持ち帰り残業になってるとかいうことも聞くことがあります。全てとは言いませんけれども。その中でやはり具体的に数字を把握しながら変えていく。ストレスチェックを行ったものも使って変えていくことが必要かと思うので、その辺りも考えていただければというふうに思います。

次にインフルエンザの方でお聞きしたいんですけども、うがい、手洗い、たよりということで予防はされてるということで理解しましたが、やはり学級閉鎖ということが毎年あっているというふうに思います。それでインフルエンザの予防接種を受けるということで長与町の親御さんから聞くと、小学校になると助成金がないので予防接種を受けたいんだけど受けられない人もいます。子どもだけには受けさせたいということで子ども2回受けないといけないので2回受けたけど、親御さんまで結局受けられず親御さんがかかって結局インフルエンザになってしまったというようなこともあるので、インフルエンザの予防という観点からこの予防接種の助成もしてはどうかと思うんですけど

も、町長のお考えを伺います。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

インフルエンザの予防接種に関しましては、国の規則では65歳以上が対象となっており、子どもに関しては法定接種とはなっていないのが現状でございます。今現在は就学前の子どもだけを対象に補助をしているような状況になっております。小学生に関しては今のところ、まだする方向では検討はなされてない状況です。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

だから助成を拡大してはどうかということで町長にお聞きしたんですけれども、県内の一覧は調べました。21ある自治体の中で17自治体は小学校6年まで中学3年までといういろんな形で拡大をされてるというふうに理解してるんですけれども、その中で主に長崎、時津、長与、五島市がしてないというところではございますけれども、子育て支援というところで力を入れている長与町としては学校のインフルエンザ予防です、学級閉鎖もならないようにするには拡大すべきではないかというふうに思うんですが、町長いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

小学生まで対象にいたしますとやはり相当な予算が掛かってくるというところで、子育て支援全体で考えますと、まだ今現在は優先順位的には保育所の整備ですとか学童の整備ですとか、あと子どもの命を守るところであったりとか、そういうところを含めてまだ予防のところまでは手をつけてないような状況になっています。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

何事もやはり予防が大切かというふうに理解しておりますので、福祉課の考えは十分理解したので、町長がどう思ってるか、やはり町長のリーダーシップも必要かというふうに思いますので町長のお考えを伺います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

各市町いろんな取組があるかと思えます。いつ何をどう取り上げていくかというのは各市町それぞれ方針を持ってやってると思えます。長与町はこのインフルエンザにつき

ましては今所管が言ってる通りでございますけども、他の市町と比べて今ここに資料は無いんですけども、やはり取組が進んでる分もありますし、そういった意味で言えば内容を見ながら進めていくということは肝要ではないかなというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

その内容を見ながら考えていただいているんですけども、先日、議会報告会の中でも長与町は高齢者対策は多くあるが、子育て支援が弱いのではないかなというような御意見もいただいたところがございますので、再度、町長に考えてみることでいいかな、今無理ではないかと、予算上もあるでしょうけれども考えてみる考えがないのかお伺いします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今議員おっしゃっている子育て支援につきましては長与町は十分ではないですけども、他市町と比べて遜色なく、かえって長与町が良いんじゃないかと思っております。子育て支援に対する21市町村のアンケートの中でも長与町は非常にいろんな形で進んでいるというようなアンケートの結果をいただいております。そういう中で今後ともこのインフルエンザ等も、これも1つの問題ですけどもこういったものも1つ1つその都度その都度、課題として取り上げていきたいというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

是非検討していただきたいと思っております。そのインフルエンザ予防で、予防接種という予防と、うがい手洗いはもちろんですけども、加湿器を置くことで予防もできるんじゃないかというふうに思うんです。これもその親御さんが加湿器があるとまた教室内でも防げるんじゃないかというようなお話も伺ったんですけども、教育委員会として導入する考えがないかお伺いします。

○議長（内村博法議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

議員がおっしゃる通り、加湿を行うことでインフルエンザの予防に繋がるということでは承知しておりますが、現時点でまだ加湿器の学校への導入ということについてはまだ考えていないのが現状でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

やはり先程も言いましたが予防が大事かと思うので、検討をしていただく余地はおありでしょうか。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

加湿器でございますが、やはり小学校の教室のスペースを加湿を保つための能力とか、そういうものをやっぱり調べてみないと分からないと思うんですけども、そういう物があるのか、またあっても、多分高価な物になろうかと思うんです。そこら辺は少し研究をさせていただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

今はだいぶ安くなってるようですので、是非研究をしていただければというふうに思います。

次にいじめ不登校のところでございますが、いじめは小学校10件、ほ中学校5件というところでございますが、このいじめられて不登校に繋がっているということも聞くことは多いんですけども、この長与町ではいじめによる不登校、先程不登校はなかなか要因が分からないというふうに言われたかと思うんですが、そこに繋がっているような状況があるのか伺います。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

先程の教育長の方で答弁をいたしました数の中にはいじめによる不登校、完全不登校というのはございません。ただし議員御指摘のとおり、いじめを受けて学校に行きたくない、あるいは足が一時的に遠のくというふうな事例はあっております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

そういう場合の対処法としてはどんなことをされておられますか。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

まずいじめにつきまして、結果的には被害に遭った児童生徒、ここに対して話し込み等をします。ただその前に十分な調査を行い、そして加害をした児童生徒について改めるところを改めさせ、そして環境を整えた上で、学校に安心して来れる状況を作った上で登校を促すようにしております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

調査を行われているということだったかと思うんですけど、いじめについて、いじめが起こった後にアンケート調査というものは行っておられるのかお伺いします。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

いじめにつきましては各学校毎月1回いじめに関するアンケート、これは発見できていないものについてアンケートを行っております。また発見し発覚したものにつきましては、当該児童生徒につきまして詳しく調査をしております。そういう状況でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

アンケート結果は十分に活用されていると理解しました。その中で、長与町いじめ防止基本方針の改定が行われているということで読ませていただきました。その中では、やはりいじめやいじめによる自殺というものが起こらないように事前防止が必要と思うんです。その改定の中でどれくらいこの防止の方に力を入れてられるのか教えて下さい。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（金崎良一君）

まず防止の視点を各学校に指示を致しました。いじめが解消したという点、例えば当人同士、加害被害の者同士が納得をしたという時点をもって解消としないようにということで指導しております。それは、もしかしたらその事後というふうなことになるかもしれませんが、その後の同じ児童生徒同士のいじめが発生しないような予防というふうに捉えております。その点で解消を3か月以上、そして本人への聴き取りをずっと心の面が解消するまで行っていくというふうなことでの点で挙げております。また、いじめの予防の視点としまして、震災等によって避難をしてきた生徒、あるいは性的な、LGBTというふうに言われますが、そういった子ども達、そしてその他これまで起こってきたいじめがあったことを元に、そういったことが無いような視点で常に観察をしておくというふうなことを指導しまして、その点でアンケート以外に教職員の観察の視点を増やしたりという点がこの中に加わっております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

是非そういうところから予防から取り組んでいただいて、いじめの件数がゼロになる

ようにしていただければなというふうに思います。

次に児童虐待のところなんですけれども児童虐待は非常にやっぱり難しい問題かというふうに思っております。その中で21件あるということでしたので、21件の方が児童虐待を受けたけれども、今はちゃんともう虐待を受けないような形で暮らしておられるのか、その辺りだけ確認をさせて下さい。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

21件のうち13件は終結としておりますけど、残りの8件については今現在も見守りという形で継続して見守りをやっているところです。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

なかなか難しい問題と思いますが、この児童虐待も本当にまた繰り返すこともないようにはしていただければなというふうに思います。次に防犯カメラについてですけれども、今のところ1校のみということですが、やはりこれは犯罪の防止、抑止力にもなるというふうに思っておりますので、今後この防犯カメラを増やす考えがあるのかどうかお伺いします。

○議長（内村博法議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

教育長の方も申し上げた通り、防犯カメラを増やす方向ではなくて地域ぐるみでの対策をもって学校の安全対策に取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、今のところ防犯カメラの増設については検討をしておりません。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

しかしながら、やはり不審者による子どもへの声掛け事案とか、今警察へ登録すると声掛けがありましたとたくさんメールが来るようなのがあるんですけれども、その中でもかなり多く、バス停で声を掛けられたとかいろんな歩いているうちに声掛けられたとかあるので、それが本当にその見守りで防げるのかと、今はやはり時代も変わってきておりますので、本来は見守りが良いと思うんですよ、私も。人の目が1番だとは思いますが、そこまで出来ないんじゃないかというふうに思うんです。そうするとやはり子ども達を守るために、プライバシーの問題もたくさんあるのでそれが1番とは言いませんけれども、考えていく必要があるんじゃないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

おっしゃることは重々分かっております。はっきり言います。ぶっちゃけて話すと、もう館辺りの老朽化とか、先程の加湿器でも分かるんです。だから私達としては加湿器辺りにしても、むしろ一流の医者がやってる方法としてはもうちょこちょこちょこ水を飲むということが予防するということもあるように、そういう格好で少しでも節約してやはり有効活用していかないといかんと、はっきり言って。そういう考えでおりますので、その辺も私達も頭の中に無いわけではありません。以上です。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

最後に防犯カメラにおいては、通学路、道路につけることも必要かというふうに思うんですけれども、道路の方は今何か所ぐらい付けてあるのかお伺いします。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

町内の防犯カメラの設置でございますけども公共施設等に8施設25台、それから自治会におきましては緑が丘自治会が設置をしております。これが3台。それから警察関係でございますけども長与駅前のロータリーと長与駅北側の自転車置き場、ここに1台と、駅のロータリーが2台でございます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

その中に通学路が含まれてるのか、通学路の所が何か所か教えて下さい。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

特段通学路というわけで設置はしておりません。どちらかと言いますとコンビニエンスストアとか、いろんな公共施設とかいろいろな所でございます、郵便局とか。そういう所に置いております。ただこれは警察からの申し出でちょっと場所とかなんかを教えられないということになっておりますので、そういうふうないろんな所からの情報を集約した形で防犯に役立っているというふうに伺っております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

そうですね、やはり通学路も含めて場所は言えないということでしょうから考えてい

ただればいいかなというふうに思います。やはり長与町としては子育てにも力を入れてますし、未来の子ども達に是非予算もいろいろあるでしょうけれども投資していただければというふうに考えます。

次に自治会加入促進についてでございますけれども、先程町長からの説明がありましたように69.6%と前から4.3%減少してるのが実態かと思えます。世帯分離とかいろんな考えもおありかと思うんですけれども、もう下がってるというか減ってるのは事実かというふうに思います。そこではいろんな対策をとっているけれどもなかなか増えないということでございますので、行政の窓口で説明をしているというふうには理解しておりますが、もっと積極的な説明、魅力があるような説明をしていただければと思いますがいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

転入された方への説明というのは直接的には住民環境課窓口で行っておりますけども、私達としましては、それに対するいろんな加入に関する御質問とかいろんな御相談があったら地域安全課の方で対応させていただくという形でしております。今、じゃあどういふ具体的なことを行ってるかということでございますけども、例えばパンフレットも十分、またいろんなホルダーとかなんかを付けながら、そういう形で御説明をさせていただいております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

それでもやっぱり減少には歯止めがかかってないような気がするので、もっと何か必要ではないかというふうに思いますが、モデル地区を作るとか、ワーキンググループを作るとか、なんかちょっと深いところは今分かりませんが、そういう対策をとらないとこの10年間あまり変わってないように思うんですがいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

確かに数字的には先程言いましたように下がってきておりますけども、実態の中でちょっと補足させていただきますと、実は本町におきましてグループホームとかいろんな施設もございます。そこも実はカウントを、世帯はたくさん、例えば40世帯とか50世帯入ってるんですけども、そこは1世帯というような形で自治会の管理の方になっておりますので、自治会に加入されてないホームもございます。具体的にじゃあどうすべきかということでございますけども、やはりここはもう根気強く、申し訳ございませんけど各自治会長と連携を図りながら、未加入の所に関してはこちらからもお話をする

なり何なりの形を取りながら対応していかなくちゃいけないかなと思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

では職員が、長与町以外の方ももちろんいらっしゃると思いますけれども、職員の方が各自分の所の自治会への加入率はどれくらいと把握されてますか、教えてください。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

申し訳ございません。ここに資料を持って来ていないわけですが、去年ですか職員に対して自治会加入の件に関してアンケートをとっておりますので、そちらの方を後程お示ししたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

それが大体何パーセントぐらいだったか把握できてないのかお伺いしたいのと、やはり職員でございますので、来られる町民の方には自治会加入を進めるわけでございますから、是非職員の方は100%を目指すということが必要ではないかと思いますが、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

荒木総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

先程総務課長申しましたように、昨年、いろいろ自治会から職員に対して意見が出るもんですからアンケートをとりました。そこで入ってなかった職員が多分2～3名ぐらいだったと思います。今現在はもうそれも一応やっておりますので、私としては100%入ってるんじゃないかなということで考えております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

職員は100%入っているということで理解したいと思っておりますので、100%入っているところを前提に自治会にも加入していただくということが必要かと思うので、今転入者の方に説明していただいているところですが、やはり何かもっと丁寧な説明が必要じゃないかなというふうに思うんです。何でかと言うと、説明を受けた人がただこういうのもあります、こういうのもありますと言われたというお話でございましたので、今後はメリットを強調していただいて、是非とも入るようにしていただきたいと

と思いますがいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

荒木総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

改めて申し上げるまでもないんですが、職員の意識改革も、これからどういったことで自治会が必要か、コミュニティが必要かというのは改めて図っていきたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

じゃあ職員全員で協力していただいて、また私達も地元自治会も協力しながら、是非自治会に入る加入促進をしたいと思います。以上で終わります。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で14時15分まで休憩いたします。

（休憩 14時1分～14時15分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き、会議を再開し一般質問を行います。

通告順4、堤理志議員の①生活困窮世帯への対応のあり方について。②公園遊具の封鎖について。③教育行政についての質問を同時に許します。

13番堤理志議員。

○13番（堤理志議員）

それでは質問をさせていただきます。私はまず1点目、生活困窮世帯への対応のあり方について伺います。平成28年12月議会で生活困窮世帯への対応について一般質問を行いました。非正規雇用の拡大、税の累進性の弱まり、富裕層の海外への税移転等による格差と貧困の拡大。また、地方や本町において普通に生活できていた世帯であっても重病、入院により退職や経営不振等々で、いつ経済的困窮に陥る可能性があること等自己責任の一言では片づけられない社会的背景があることを述べた上で、就労支援等生活を立て直す手伝いをしながら納税を促している自治体を紹介し、本町でも対応を求めたものであります。この点について、どのように対応をされているのか伺います。

2点目、公園遊具の封鎖についてでございます。町内の公園遊具のうち、かなりの数が利用できない状態になっていることについて、9月議会での補正予算の委員会審査で議論がなされました。10月に議会報告会を実施いたしました。その時にも住民の方から早期の開放と予算の拡充を求める意見が出されました。今後どのように対応していく考えなのかをお伺いいたします。

3点目、教育行政についてであります。教育行政についても平成28年12月議会で質問した事項に関連をいたします。就学援助の入学準備金について6月支給となっている

ることについて早期の支給が必要ではないかという趣旨の質問を行い、これへの答弁で4月に支給できるようしたい旨の答弁がありました。手続きや事務の煩雑化など行政の事務的負担はあったものの、住民にとって前向きな対応であったというふうに評価をしております。この制度は生活に困窮する世帯の児童生徒の入学準備に要する補助という性格を考えますと入学前に支給できることが望ましいと考えています。そこで2点質問いたしますが、まず1点目。あと一步踏み込んで3月、つまり年度前に支給ができないか伺います。2点目。教育委員会の会議録を読みますと、教育委員と教育委員会事務局の意思疎通が上手くいっていないのではないかと思われるやりとりが見受けられます。当局としてどう捉えているでしょうか。また、平成28年12月議会で本町の教育の課題、補強すべき点、改善すべき点を伺いましたが、その後改善は進んでいるでしょうか。お伺いをいたします。以上よろしくお願ひいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、堤議員の御質問にお答えをいたします。3番目の質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答いたします。私の方からは1番、2番の御質問についてお答えいたします。1番目の生活困窮世帯への対応のあり方についての質問でございますけれども、生活困窮者自立支援法の施行がされたことに伴い、福祉事務所のあつての自治体が生活困窮者に対する自立支援に取り組むことと、そのような形になっておるところであります。本町でも議員御紹介の事例にもございましたように多重債務問題等を含め西彼福祉事務所から委嘱を受け、長与町社会福祉協議会内に長与町生活相談支援センターを開設しておるところでございます。そこでは生活困窮者の自立相談事業を展開しておりまして、相談内容によりまして関係機関あるいは各所管課と連携を取りながら対応しているというのが実態でございます。また、納税関係における生活困窮者対策としまして、収納推進課におきまして平成29年度、新たにファイナンシャルプランニング事業を専門的知識を持つ事業者と契約を締結いたしましたところでございます。その結果、納税相談、金融対策、ライフプランの見直し等、総合的な視点でアドバイスを行い、経済的自立による安定的な納税に繋げることを目的とした対応となっております。町民の生活困窮状態を解消しまして、生活再建を後押しできるよう、今後も各部署の連携を強化してまいりたいとこのように考えております。

続きまして2番目の御質問でありましたところの公園遊具の封鎖の質問でございます。遊具の安全点検の結果、そのまま使用すると危険であると判断されました36公園内の73遊具につきまして、使用できないようバリケードで囲む処置を現在取っております。現在の進捗状況は使用中止にしている遊具がある24の自治会からの意見を伺い、早期に開放すべき遊具や撤去しても構わない遊具、その振り分けを行っているところでございます。早期に開放すべき遊具につきましてはスピード感を持って年度内にできるだ

け多くの遊具を開放していきたいとそのように考えております。また、そういう要望も来ておるところでございます。今年度開放できない遊具、今後修繕が必要となる遊具につきましても、年次的に修繕を行ってまいりたいとそのように考えておりますけれども、その中には社会資本整備総合交付金の補助メニューということがありますので、その補助メニューも活用しての修繕も今後検討していきたいと思っております。その為にも国県との協議を進めているところでございます。私からは以上であります。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

では、1番目1点目の3月支給までできないかについての御質問にお答えいたします。29年度の新入学児童生徒の学用品費におきましては支給を2か月早め、4月支給を行いました。現在入学前に学用品費を支給する自治体も増加しておりますので、長与としましても入学前に支給するとした場合の事務の見直しやスケジュールについて、他市町の状況を参考にしながら、前向きに取り組んでいきたいと考えております。

2点目の教育委員会意思疎通と改善の状況の質問でございます。毎月の教育委員会においては行政報告、学校事故報告、委任事項の報告を行っております。その中で教育委員の方々から質疑をいただき、それらに対し、さらに詳しく説明をしながら、情報を共有する等して意思疎通を図っております。平成28年12月議会において、7点の改善事項をあげました。これらに対し組織的に取り組み、それぞれの成果についてお答えいたします。1点目、1人1人に目が行き届く指導の充実やながよ検定の充実による基礎学力の向上につきましては、全国学力学習状況調査において小中学校共に全ての項目で全国平均を上回った結果から成果が出ていると判断しております。2点目の1人1人のニーズに応じた特別支援教育の充実につきましては、昨年度、学校評価においてほとんどの学校が十分達成できていると評価しております。各校の特別支援教育の充実に加え、特別支援教育支援員の配置も改善の大きな要素の1つであると考えております。3点目の豊かな心の啓培として道徳教育、人権教育の充実、4点目の家庭や地域との連携した健康安全教育の推進につきましては、昨年度の学校評価で全ての学校が概ね達成できているとしております。5点目、国際化への対応として外国語活動、英語活動の充実につきましては県学力検査において、県内市町で最も優秀な成績を収めることができました。6点目のICT教育の推進による教育環境の充実につきましては全中学校にタブレットパソコンiPadを45台追加配分すると共に、無線LANを全教室に配置いたしました。7点目の教職員の資質向上につきましては昨年度より、学校教育課による訪問指導の回数を増やすと共に主任、主事研修の回数を増やしております。本年度法令に基づき学識経験者による事務事業評価を実施いたしました。11月の定例教育委員会において議事に取り上げましたが、この中で7つの改善点につきましてもほぼ良い評価をいただいておりますが、ICT教育、小学校外国語教育に関する資質向上を望む御意見をいた

できました。今後もより良い成果を目指し、改善に取り組んでいく所存でございます。

どうぞよろしく願いいたします。以上です。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

それでは、昨年12月議会で同じような生活困窮による滞納へのスタンスという立場から質問をいたしました。この間、住民の皆さんからの様々な意見を聞きますと世帯主が、例えば大病を患って仕事の中断を余儀なくされる。病気の治療に専念しなければならなくなった。また、親族の借入金の返済を手助けしなければならない。こういうふうな、いわゆる自己責任ということで突き放すことでは片づけられない、そういう実態があると痛感させられました。こういうケースについて行政がどのように対応をしようとしているのかという観点から、また再質問をさせていただく訳でありますけれども、昨年12月議会の後、これは29年の施政方針の中で町長の方から滞納者の生活改善対策としまして、ファイナンシャルプランニング事業を取り入れ、生活改善による安定的な納税に繋げていきたいというような答弁があった訳でありますけれども、先程の答弁の中でもこのファイナンシャルプランニング事業を取り入れたという答弁がございました。もう少し詳しく、このファイナンシャルプランニング事業が従来の収納対策とどのように違うのか。先程答弁もありましたけれども、もう少しかみ砕いて御説明をいただければと思います。お願いいたします。

○議長（内村博法議員）

宮崎収納推進課長。

○収納推進課長（宮崎伸之君）

昨年12月議会で議員の方から同じような質問がございまして、我々の方としましても、議会終了後の対応について少しお話をさせていただいて、そのプランニング事業に繋げた経緯を御紹介させていただきたいと思っております。まず、議会終了後、私どもとしましては当然、連携のことがございましたので、各所管課とどのような内容がどのような所管で行われるのか確認作業をさせていただきました。それによって様々な関連が浮き上がってきたということでございます。まず、すぐさま社会福祉協議会の方に出向きまして生活福祉資金貸付規程であったり、生活困窮者の自立支援事業であったり、そういうものについて連携を深める為に、滞納者の方々に債権のいろいろな相談を受けておりましたのでそういうふうな対応を取らせていただきました。その中で社協のパンフレット、窓口においてあります公布用の相談時の説明書、そういうものを我々の窓口にかかせていただけないかということで相談しまして、現在、相談時にも使わせていただいております。当然でございますが、先程紹介ございました自治体の方にも照会をかけまして、どのように今現状やってるのかということをお聞きした中で、今言いましたように生活改善が必要な方がどうしてもいると。そういう流れでファイナンシャ

ルプランニング事業というのは必要ではないかということが、我々の方も聞き取りができたことによって、12月で、もう既に当初予算の要求等も終了しておりましたが、長崎県の方に直接足を運びましてこういう事業をしたいということで、交付金の申請に何とか29年度、間に合わせていただけないかということで御相談をさせていただきました。その結果、何とか県の方から了承を得ることができましたので、財政当局の方とも相談をしまして、29年度のファイナンシャルプランニング事業に入ることができたという状況でございます。ファイナンシャルプランニング事業の内容でございますが、今まで我々が滞納者と対応していた流れ、一元化する前までは町税のみの対応という形ではよかったんですが、一元化したことによりまして他の債権、これが我々が今まで対応しておりました滞納世帯の滞納額にプラスされた形での対応が必要となることが判明してきた流れがございます。最初我々が対応しておいたのは、納税に関しましては滞納者ではございますが、本来何らかの収入があったり、財産があった分について課税がされているということで、納税が遅れている方に対応していけば完納に導いていけると、もしくは滞納処分に通じていけるといふような対応でございましたが、今言ったようにそれぞれの世帯の合算した債権を対応する中で、今までの対応の仕方では、もう到底、多重債務問題等が発生した場合に対応できない。我々が対応できるのは、当然法令に則った、税法に則った、特例法に則った対応、もしくは滞納の中での滞納処分に関することになります。滞納処分の中には昨年度のお話もありましたが、分納申請に通じた後に滞納処分という形で不納欠損に通じても、それはお話ししたとおりでございますが、それ以外に我々としてファイナンシャルプランニング事業を導入することによって、その世帯の方々の滞納理由が借金を挙げられる方が多いということから、多重債務の問題を解決することが極めてその世帯の状況を有効にしていって、内容によっては、その後の町税滞納の回収ができるような形を取り、本来であれば完納という形を迎えられて、その後の生活が普通の状態に戻るといことが我々の望みでございます。我々はあくまで徴収するのが業務でございますが、そういう滞納が発生しないような状態にその家庭を持っていくということも目的としておりますので、そういうことをするに当たっては、このファイナンシャルプランニング事業の導入が必要ではないかというふうに考え、その部分が若干今までの滞納整理の部分と違う部分になってまいりますので、今までやってきたことプラス滞納者から納税者になっていただくということが大きな目的の違いかというふうに思っております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

住民の実態を取り上げて、非常に真摯にそれを分析されて、税務の状況等々も非常にきちんと分析された上でこういう対策が必要なんだというふうなことでやられてるといことは、非常に評価ができるんじゃないかというふうに思います。これに関連して質

問をさせていただきますと、このファイナンシャルプランニング事業として今年度から開始して、どのくらいの件数が該当するのか。お答えをお願いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

宮崎収納推進課長。

○収納推進課長（宮崎伸之君）

現在4月から30年3月31日までの期間で契約させていただいております。この契約の内容としまして年間6回を予定しております。現在まで3回の実施が行われた状況でございます。この3回におきましては23件の相談を受け付けております。残りの期間については今、予約的なものを入れている状況でございますので、現在は23件を対応したということでございます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

このファイナンシャルプランニングの分は年6回のうち今現在3回して、実際にファイナンシャルプランニング事業ということで対応してる住民の世帯若しくは個人の方は23件ということで理解をしたいというふうに思います。分かりました。非常に前向きにされているということで、少し用意してきた質問を端折って申し上げますけれども、生活困窮にある世帯が非常に多いと思われるんですけども、滞納されて生活困窮にあられる方々のうち分割納付をされてる件数というのがどのくらいあるのか。課税客体全体の中で分納という形で対応してるのはどのくらい割合的にあるのか。もし分かれば、お答えいただければと思います。

○議長（内村博法議員）

宮崎収納推進課長。

○収納推進課長（宮崎伸之君）

分納につきましては昨年度の決算時、これは28年度の決算時になりますが、決算時の状況といたしましては970件の分割申請を受けております。これにつきましては現在、大体60%の履行率ということで、残りの方が何らかの理由で履行が滞ってる状況でございます。これは決算の状況でございます。それと今、御質問にありました4月から11月の分納受付でございますが、現在、これは件数でございませぬ。実人数でございます。381名の方で1億2,824万2,685円の債権につきまして、分割申請の受付をしておるところでございます。これにつきましては大体27%でございまして、滞納額の27%の債権につきましては、こういう対応をせざるを得ない状況が11月末現在でございます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

課税が掛かってる方々の中の、それでも本当に3桁の数字の方々がそういった分割で納付せざるを得ないという生活実態もなかなか表には出てこないんですが、やはりそういった実態があるということが今分かりましたので、実情に応じた収納業務ということは今後も是非続けていっていただくように思います。

次に公園の遊具について質問をさせていただきます。公園の遊具が封鎖と書きましたが閉鎖、安全対策上使えないという状況になってるという点について、9月議会で300万円の補正予算が計上をされました。この時の委員会の議事録を見たいなと思ったんですが、まだ、仕上がっておりませんで、ただ、私も含め、同僚議員も含め話があったのは、いろんな公園がありますけれども、特に子供が多い地域の公園とか老朽化の度合いが高い公園等々を優先的に解消をしていかなければいけないんじゃないかというやりとりがあったと思いますけれども、こうした点について担当課として、どういうふうな方針で今後改修を図っていくとされているのか、ここをお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

日名子土木管理課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えいたします。今回、補正予算で公園の工事費を補正させていただいておりますが、36公園ありますので各公園1つずつでも工事をしていきたいというふうに考えておりました。しかしながら24自治会ございますので、自治会の方にそれぞれアンケート等を現地も確認をしながら、確認をしたところやっぱり早く開放してくださいということが多くありましたので、その旨についてはできるだけ多くの公園の遊具を開放したいと、スピーディーな補修ということで現在考えてるところでございます。数につきましてはまだ施工をしてみないと、ちょっと下を掘ってみないと分からないもんですから、現場をもう一度検討しながら、件数については40から50だろうと考えておりますが、そのぐらいの遊具を開放したいというふうに考えてるところでございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

これは先程言いました9月議会の補正じゃなくて、今、計上されてる分でも追加が出てるといことで、議案の中身に入りますので余り私もここで詳しくどうこうは言わない方が言いんじゃないかと。委員会での審議の方にゆだねるべきじゃないかと思っておりますので、詳しくは聞きませんが、この予算が可決、議会の方で通ったとしたらスピード感を持ってやりたいということでもありますけれども、町として取捨選択。当然ありますけれども、その中で大方この予算で解決が得られるものなのか。それとも国の社会資本整備総合交付金を使わないとまだまだ残るとい見通しなのか。この辺りのちょっと大まかな関係をお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

日名子土木管理課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えいたします。現在、修理をするように今現在見積等を取ってるところでございますが、修理をできない遊具というの中にはございます。その遊具につきましては取替という形で、今後、自治会の方に同じような遊具が良いか、他に何か例えば健康遊具が良いのか御意向を聞きながら、それについては新しい物に取り替えていきたいというふうに考えておりますが、その取り替える時に先程申しあげました社会資本総合交付金。こちらの方を補助メニューとして利用しまして取替を行っていきたくと。それと3公園に複合遊具というのがございまして、この分については結構高い金額が補修費として上がってまいります。こちらにつきましても現在のところ交付金でと今現在考えてるところでございます。中身を見てみないと分かりませんが、今のところの考えとしては、交付金としてはそれを利用したいというふうに考えてるところでございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

これ以上は委員会の方で、私もその委員会所属しておりますので詳しくお聞きをしていきたいというふうに思います。それで、この遊具のことについてなんですけれども、この遊具というのは、私はただ単に遊びの道具には留まらないんじゃないかというふうに思っております。小学校の児童たちが、例えば逆上がりができない子供たち、学校でなかなか上手くいかなかったという子供たちは帰宅後に地域の公園に行って、鉄棒で逆上りを一生懸命練習してクリアしていく。私もそういうものを見てきております。そういう点から言えば地域での教育活動としても活用されてる。ですから是非町としてもただ単に遊びの道具じゃないかと言うんじゃなくて、地域の社会教育といいますか、そういう地域の教育力にも貢献しているものだという立場から、これを考えていただくと必要があるんじゃないかと思えます。先日、学校の給食研究発表会というのが数日前ございまして、そこで町の教育主事がいろんなお話をされた中で、学習指導要領の中でも子供たちの生きる力っていうのが今あるんだという中で、確かな学力、豊かな心そして健やかな体という御説明をされました。ああ、なるほどなど。やはり健やかな体っていうのがあって、そこに心であるとか学力であるというものが培われていくんだという点から言えば、やはりこの辺りは是非教育の問題も含めて、優先順位というものをお考えいただきたいというふうに考えます。要望というのは言うてはいけないそうなので、思いますということで、留めさせていただきます。

次に入学準備金の問題であります。これにつきましては、答弁の中で長与町としては前向きに検討していきたいという答弁がありましたので、是非、年明けてから前向きな取り組みをやっていただけるものだと期待をしている訳でありますけれども。確かに、昨年の12月議会でこの点について同じような質問をさせていただきまして、教育次長

から早く支給できるものは早くして、皆様方のお手伝いをしてあげたいと思っておると
いう次長の答弁もありまして、そういうものに沿ってやっていくんだというふうに思
います。そこでちょっとお伺いしたいんですが、この入学準備金の早期支給について、国、
文科省はどのようなスタンスで今考えているのか。もし分かれば、お答えいただければ。

○議長（内村博法議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

準要保護の通知は特に文科省の方からは来ておりませんが、要保護の考えとしまして
は入学前の支給ということで通知が来ております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

私の手元に、今おっしゃった文書だと思うんですけども、本年3月31日の文科省
初等中等教育局長から各教育委員会宛てに来てる文書の中で、要保護の生活援助費補助
金についてという中で、1つは単価の見直しが昨年ありました。それだけじゃなくて援助
を必要とする時期に速やかに支給を行えるように中学校だけじゃなくて、小学校でも
入学する年度の開始前に支給した国庫補助金に対応できるよう要綱を変えましたよとい
うのが1点と各都道府県の教育委員会に対して、市町村に対して今のような見直しの趣
旨を踏まえて援助が必要な児童生徒の保護者に対して、必要な援助が適切な時期に実施
されるように市町村の教育委員会に周知してください。というふうなことがこの文部科
学省の考え方みたいなんです。ですから、それで要綱を改正したということだったので、
どう要綱を変えたのかというのも若干見て、手短かに申し上げますけれども、これま
で児童生徒というふうな交付対象になってたのを就学予定者という文言に変えまして、
要するに入学する前の段階の子供たちも対象にできるような要綱の改定がなされたとい
うことで、これはやはりそういう方向で今、世の中が必要な時期に必要な支給ができる
ようにやっていって欲しい。やっていくべきだという方向になっておりますので、是非
前向きに対応したいということでもありますので、こういう考え方も踏まえて今後やっ
ていただきたいと思いますが、同じことになるかもしれませんが、その辺りの考え方はい
かがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

現在、入学前の支給に向けて要綱の改正とかスケジュールの調整、事務官の先生方と
の協議等を重ねております。様々な問題点がやっぱりありますので、できるだけ早く解
消して、早期の支給ができるようにしたいというふうには考えております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

非常にいろんなハードルがあるという中、御苦勞をされて前向きに何とかやろうということやってるといふ点では非常に評価できますし、是非そういう方向でこれから進めて行っていただきたいというふうに思います。

それから、教育委員と教育委員会事務局の意思疎通がちょっと上手くいってないんじゃないかというふうな質問をさせていただきましたけれども、答弁の中では意思疎通をやっているんだということでもあります。この問題について、その前段として先程同僚議員の方から教育委員会の任務とはどういうことか、教育長の任務がどういうことなのかという質問もありました。私も改めてこの部分を見てみた訳なんですけれども、地教行法の改正が先般行われまして、あらかじめ言いますと大綱の策定、総合教育会議を設置しますよ。それから新教育長の体制になります。それから教育委員会のチェック機能を強化。国の関与の見直し等々があります。こういった問題がなぜ行われたのかっていうのは、1つはいろんないじめの問題になかなか教育委員会の体制が対応できなかったということとか、教育委員会がいわゆる追認機関になってしまってるんじゃないかというような現状を改めないといけないというようなことが発端であってるようでもあります。そういう点で今回の改正がなされたというふうに理解して、もう1つは透明性の拡大ですね。こういったことだというふうに理解しておりますが、端的にこういったことなのかどうか、確認をお願いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

議員おっしゃるとおりだと思っております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

そういう点で教育委員会というのをもっとしっかりしたものにしていかないといけないという前提がある中で私が疑問に思ったのが、この教育委員会がそれこそ情報公開で透明性を拡大する為に行った会議録を若干私も見させていただいた訳ですけども、その中で3点、あれっと思ったのがあります。1つは、ちょっと時系列的に申し上げます。まず本年2月の教育委員会の会議録の中で、県の教育長が長与の学校訪問された時に教育委員のAさんが自分も行けたら行きたかったということの関連の中で、是非少し先の予定を教えて欲しい。早目の情報提供をして欲しいということの話がっております。これに対して事務局の方から、いろんな情報提供をさせていただいて参加できるものには参加していただきたいし、情報提供のやり方について研究をさせていただきたいという答弁がっております。次に4月の教育委員会の会議録。この少し前に例のパソコン

の接続問題が発生された訳ですけれども、このことに関連して教育委員のAさんが是非、大事な問題は教育委員に事前に知らせて欲しいというふうに投げかけております。これに対して事務局は「反省してます」と。「今後、第一報を報告しないといけないと思っています」というふうな答弁がなされてますね。今度は6月の教育委員会の会議では、これは給食米の報道があった後の6月22日。6月1日が新聞報道で、6月22日に教育委員会が開催されてるんですが、これも教育委員のAさんが6月11日に長崎市の知り合いからそのことを聞いて、そんなことがあったのかということを知って、Aさんは「あなた、教育委員なのに知らんと」というふうなことを言われたということで、教育委員に事前に連絡して欲しいというふうに発言をされて、B教育委員もその時に「自分も同感です」というふうなことを言ってるんですよ。要するに事後に、教育委員が長与町の重要な教育問題についての重要なことを後から知ってるというのが繰り返されてるというのが立て続けにあってるもんですから、教育委員会の事務局と教育委員がきちんと連携が取れてるのかなど。むしろ、先程言いましたように、今大事なのは教育委員が教育委員長も含め教育委員会をチェックするというのが重要に今なってる訳ですよ。こういう点からしても、やっぱり私は連携不足じゃないか。答弁の中では意思疎通してるということですが、実態としてやはりちょっと問題があるし、改善する必要があるんじゃないかと思うんですが、この辺りはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

2月の県の教育長とのつてことをまず1つ答えたいんですが、県の教育長との懇談会の時はある程度人数制限があったんですよ。その辺があったから、もうそこは割愛するという部分で連絡しておりませんでした。4月と6月の件につきましては一応職務代理者には連絡して、職務代理者が総合的に判断した上で委員に回すとかそういう対応を取っておるもんですから、全てがまだ公表できない部分とか、そこ辺りは職務代理者と連絡を取りながら密にやってるつもりです。全て早目にやるのがスムーズに動くというもんでもないから、その場その場のケースケースによって対応を取っております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

教育委員会の事務局を司る立場から見ればそうなのかもしれないんですけれども、私が言いたいのは、今回の地教行法の改正の大事なポイントの1つに教育委員が教育長も含めてチェックするというふうになってる訳ですよ。特に教育委員が長与町の特に重要な、新聞に載るような大きな問題。県の教育長に会えなかったというのは、まあそういうこともあると、それは分かりますけれども、パソコンの接続とか6月の新聞の問題なんかは職務代理者は、私も議事録読んで知ってるんですけれども、緊急に集まって

もらって、実は今現在こういう状況になってるのでっていう状況を報告して、これにどう対応すべきかも含めて、私は教育委員の考えを聞くべきじゃなかったのかなど。細かいいろいろな事務の分野については優秀な職員いらっしゃいますのでお任せして結構なんですけど、やはり大きな問題はその場その場で、後で知ったっていうんじゃなくて、事前にいろんな情報共有というのはもう少しやるべきじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

議員がおっしゃるとおりに、その当時はどうしても私どもが報告するものが無かったものですから詳しくお話をする機会が無かったんですけども、今議員言われるようにやはりそういう問題に対して、今後はこういう形でという方向性なり、そういうものをお聞きするなり、お伝えするなりという形を取るようになっていきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

今後、そういった連絡体制を密にしていくということですので、是非そういった方向でやっていくべきじゃないかと思っております。と言いますのも、教育委員会制度、教育委員の役割というものを私もいろいろと見ている中でやっぱり大事だなと思うのは、先程言いましたいじめの問題で、長与町の問題じゃないんですけど、一般の方から見たらどう考えても学校教育現場とか教育委員会の対応って首をかしげるようになるような問題がある訳ですよ。本来なら教育委員っていうのがレイマンコントロールといいますか、要するに教育の専門家じゃない、教育や行政とは違う視点から見ていくっていうのが、このレイマンコントロールとしての役割があるというふうに言われてますね。専門の文書を見ても、そういった教育の専門家であるとか、行政官の判断のみによらない、広く地域住民の意向を反映した教育行政をやっていかなければいけないという意味合いがあるということなので、私はそういう点から言っても先程何点か上げた問題も早目にそういったことを知ってもらって、ああそういう見方もあるよねっていうことを教育委員会の事務局自身が掴んで、そして、よりよい長与町の教育行政に繋げていく必要があるというふうに思いますので、先程そういった方向で今後は改善をしていくということの御答弁がありましたので、もうこれ以上は結構ですが、是非そういった事後報告型の教育委員会議自体は提案して、それを承認してもらおうという手続だと思っておりますが、それだけが教育委員会の存在になりますと、もう正に追認機関になってしまいますので、チェック機能を果たすという点も可能にする。そういう長与町の教育委員会であってほしいということを考えますが、最後にいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

今、議員がおっしゃられたとおりだと思いますので、今後ともその辺は生かして、透明性のある教育委員会にしていきたいなと思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で15時20分まで休憩いたします。

（休憩 15時05分～15時20分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開します。一般質問を行います。通告順5、分部和弘議員の①いじめ問題について、②納税についての質問を同時に許します。

8番分部和弘議員。

○8番（分部和弘議員）

それでは早速質問いたします。1点目いじめ問題について、文科省は全国の小中高と特別支援学校で2016年度のいじめ件数について、前年度比43.8%増の3万3,808件で過去最多を更新したことを公表しました。また、これまで対象から外されていた、けんかやふざけ合いで心身の苦痛を感じるような暴力行為を伴うものを今回からいじめに含めたことから大幅な増の要因となっています。このような状況の中で本町のいじめ問題について質問いたします。1点目、本町の問題行動、不登校調査での具体的な件数についてお伺いいたします。2点目、2016年度の本町のいじめに対する各小中学校の対応状況と教育委員会との連携についてお伺いいたします。

2点目、納税について。各種納税について、全国的に長期間誤った算出による過払い金や還付ミスなどで住民負担が増加し、あえなく住宅を手放した方、苦しい中での生活を強いられ困窮状態に陥っている事例等報道されています。本町としてこのような納税トラブルをどのように捉えているのかお伺いいたします。

以上、質問いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは分部議員の御質問にお答えをいたします。1番目の御質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答いたします。私の方から2番の御質問につきましてお答えをいたします。

納税についての御質問でございますけれども、租税は法律等の根拠に基づき適正な課税を行った上で、納税義務者の皆様から納付をいただくというものでございます。全国的に報道されているような事例、例えば課税誤りに起因して本来納付すべき額以上の税負担を求めることや、あるいは生活困窮に陥る状態をつくることなどは決してあってはならないことと認識をしております。納税は国民の義務でありますけれども、賦課、徴

収制度という公権力の行使なる一面も持ち合わせておるわけでございます。このことを十分認識した上で町民の皆様方に対しまして、不信感を招く事態を起こさないよう危機感を持ちながら日々の業務に取り組んでおるところであります。また、課税内容に関する問い合わせや各種の相談業務につきましても、即座に対応することを心がけ、説明責任を合わせて果たすように努めているところでございます。御質問にあるような不幸な例に接するにつけ、本町においても起こり得ることとしてとらえ、他山の石として住民各位の信頼を損ねることがないように適正な税務行政の運営に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

分部議員の1番目1点目の問題行動、不登校の質問にお答えします。今年度、問題行動は8件発生しています。不登校児童生徒数については、9月の報告で小学校1名、中学校4名です。不登校傾向児童生徒数については小学校3名、中学校18名です。

2点目のいじめ問題の御質問にお答えします。平成28年度において小学校で17件、中学校で4件発生しています。いずれのケースにおきましても、各学校のいじめ防止基本方針に則り、学校が調査、指導を行いました。また、発生時点、調査経過、指導結果ならびにその後の状況等につきましては、教育委員会は報告を受けています。教育委員会としましては、報告内容に応じて指導助言を行っていますが、教育委員会が直接、調査や指導に入ることはありませんでした。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

それでは通告順に従いまして、1点目のいじめ問題についてから再質問を行いたと思いますが、今回、質問するに当たってそれぞれ資料が総務省がしてますRESAS関係と決算カード関係の類似自治体関係を参考資料としてますんで、そういった面も含めて、あと人口に関してはRESASの中の予想も入ってますんで、そういった意味ではその参考値ということで質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず初めに全体の件数は分かりましたけども、各小学校、中学校別の詳細が分かればお伺いしたいと思いますし、言える範囲、言えない範囲、回答できる範囲あろうかと思えますんで、トータルで何件でも構いませんので、よろしくお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

まず、問題行動につきまして昨年度も8件起こっておりますが、まず対教師暴力です。小学校2件、中学校はございません。対児童暴力、小学校5件、中学校はありません。

器物破損、小学校1件、中学校はございません。合計の小学校8件、中学校ゼロ件というふうになっております。不登校につきましては小学校1名、中学校4名、そして不登校傾向の児童等については小学校3名、中学校18名ということで、先程の答弁で御報告させていただきました。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

バランス的に各学校別にそれぞれお伺いしたかったんですけど、なかなか言えない部分もあるんですか、そこら辺は。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会室

○教育委員会理事（金崎良一君）

大変申し訳ございませんが、小学校においては1件というところもございまして、そうなりますと推測ができます。個人情報保護というふうな観点から、これにつきましては控えさせていただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

今、小学校、中学校それぞれ件数をお伺いいたしましたけども、詳細は教育委員会の方が分かっていると思います。今回のこの調査で多い学校、少ない学校を見たとき、それぞれ学校特有の雰囲気あるいは環境等もあろうかと思っておりますけども、教育委員会として今回の多い学校、少ない学校、どのように感じられましたか。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

先程の報告どおり問題行動ですが、小学校が8件、そして中学校がゼロ件ということで小学校が多くなっております。これは全国的な傾向でも小学校の件数が上がっておりまして、中学校の件数が少なくなっております。この内容につきましては、児童がいわゆる悪意を持って教師あるいは児童を攻撃するというふうな内容ではございませんで、ある言葉に反応して身近にいる教師あるいは児童に対して暴力をはたらく。あるいは自分自身の気持ちが整理できない状況の中で器物を破損するというふうな状況があります。一般的には発達症あるいは発達障害というふうに言われますが、こういったところでの診断を受けている、あるいはそれが疑われるような児童生徒におきまして起こっているところが主な要因でございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

その点には後でちょっと触れさせていただきたいと思います。今回、私が1番知りたかったのが特に小学校関係ですけれども、3つに分類されるかな。大規模校と中規模校、そして200から300の3校と3つに分かれていくのかなと思ひまして、その中でやっぱり大規模校の方が多くなる傾向にあるのかなっていうのをちょっと確かめたかったんですね、最初の方はですね。そういった感じの中で、やはり各教師が各指導する場合、各児童生徒に触れ合える時間っていうのは、多い学校、少ない学校、これは絶対変わってきますよね、触れ合える時間っていうのは。そういったところは教育委員会として今回この調査をやってどのように多い学校、少ない学校でどのように感じられているのかお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

議員御指摘のとおり、傾向としましては大規模の学校の発生が多くなっております。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

そういった中で長与小学校と長与北小学校、今回4月時点で比べてみますと、小学校1年生で141人の5クラス、大体平均すれば28名ぐらい。北小でいけば39の2クラス19名ぐらいということで、約9名から10名前後違ってきますね。やっぱり10名に対しての担任が見る時間っていうのは、これはものすごく、指導するに当たりこの10人に対する、長与小で時間がちょっと少なく割り当てられるのかなというふうに思いますし、そこら辺は学年主任、副担任等々でカバーできるっていうふうに思いますけれども、絶対数で違うんで、そこら辺はどのように指導の時に考えられてますか。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

御指摘のとおり担任が担当する児童の数によって、そこにかかわる時間あるいはそれを見取る時間というのは当然変わってまいります。多ければ見取る時間も少ないです。かかわる時間も少なくなります。そして少なければその分にかかわる時間、見取る時間も多くなります。その件で多くの時間関わる、あるいはその様子を見ることができれば先程の件数は減っていったというふうには見られます。これを埋めることにつきましては、御指摘のとおり学年主任等もございしますが、管理職も総出で今やっておりますし、町の方でも特別支援、教育支援員、あるいは1年生には補助員というのをつけております。そういったところで少しだけ数を多くしてカバーしようというふうにしております。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

なかなかそういったところを実際その場に直面するのが担任だと思いますね。そこで10っていう数があれば、やっぱりその時にできる対応の時間は必ず開いてきますよね。ということで、やっぱりそういったことを考えればこれは児童生徒間のバランスというのは重要になってくるのかなと思いますし、次の質問に行きますけども、これからやはり児童生徒数は、推移を見ますと減少傾向になってくるのかなと思います。そういった中で、学校間バランスっていうのもそろそろ是正する時に来てるのかなというふうに思います。何を是正するのか、それはやはり小学校校区の校区割、統廃合も含めた考え方になってくるのかなと思いますけども、この現状で今、教育委員会としてどのように考えられておりますか。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

御指摘のとおり規模の大小によりまして、あるいは学級の大小によりまして、子どもへの影響が多少変わるといことはあるかと思えます。ただし今、現状の中で、この校区の割り方を大幅に変更するということは今のところは考えておりません。ただし、校区で自由校区の所がございます。そういった所は、児童数が少ない所へ登校することも1つの選択肢であるということをお話することは可能かというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

ちょっとで自分で調べて、聞いていただきたいんですけども、ここが長与中の生徒数ですね、青が児童数になってます。隣町が低いんですけども、あとは類似団体でございます。そういった中で長与小等の5小、3中学校、同じ並びになります。6小学校というところもあります。しかし、みんなアンバランスなんですよ、この類似自治体も。1つだけ静岡県の学校が3中学校、2小学校で、人口は長与町とほぼ変わらないですけども、若いです、年齢構成が。十分できている。ということで、この小学校が1つ目が1,000人、2つ目が810人、3つ目が905人、バランス取れてます。中学校が686人と555人ということですね。やっぱりアンバランスなところもありますけども、やれてるところもあるということは理解していただきたいと思えますし、これRESASからとった分ですけども、2015年から2020年まで長与町の年少人口ゼロ歳から14歳まで、ぱっと見たときに減少700人、16クラスぐらいですかね、40人として17クラスぐらいですかね。一方、長崎市なんですけども、年少人口似てます。長崎市は5,300人減っています。その減少率から見れば長与の減少率11%、長崎市の減少率11%です。今、長崎市が何をやっているかと。統廃合も含め

た検討をやってるし、保護者の説明会も計画されてるということですので、長崎市と一緒にするなよというところ分かりますけども、実際もう動いてる、計画されてるところが、ここも御理解いただければと思いますし、長与町の2013年から17年までの生徒児童数の推移ですけども、13年から17年まで164人減少しています。4クラス分ですね。グラフにするとこの28年、29年から、がっとな落ちてくる傾向にありますよね。30年、31年いけばまだ落ちてくる傾向になります。それは少子化が影響してきてるんですからしょうがないことですけども、それを考えていけばもう手を打っていくべきと私は思いますけども、そういった中で現在の長与小学校の実態です。6本線、ここ100以上、長与小学校、この真ん中、南小、あとは北、高田、洗切ですね、洗切がちょっといびつな感じになってますけども、これ1クラスずつですね、早い話。今、私何を言おうかという、この南小なんですね。1年2年3年少ないですね。4年5年6年、あと3年後これが落ちてきます。となれば、1クラスの学校が4つになってきて、長与小だけ断トツ100人規模の学年がずっとおるといふ。このいびつな形になってきているのにどうして動かないのかなと、これ何かやっぱり手を打つべきだと私的には思うんですけども、この状況をどのようにお考えになりますか。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

御指摘ありがとうございます。これからの児童生徒数の推移につきましては、住民台帳を基に推測をしております。今、御指摘がございましたけども、これから人口の流入がどれくらいあるのかというこの見込みもしなければいけないということも十分に考えてはいるんですが、他方で今度、平成32年以降新しい学習指導要領というのがございまして、そこでコミュニティスクールという新たな学校のあり方が今、提案をされております、本町としましても32年度にスタートすべく教育委員会としては、今、準備を進めてるところでございます。これは、それぞれのコミュニティが運営母体となって、それぞれの小学校、中学校を運営していくというふうなことになっておりますけども、このいわゆるコミュニティと学校との関係ということも考えていかなきゃいけないところがございますので、今のところそこを校区割全てのこともトータルで町として整えていかなければなりませんので、今、現時点ではコミュニティスクールも含めて考えてるところで、その点で校区の大幅な変更については教育委員会としては、まだ、頭に入れながらも考えてはいないところでございます。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

考えてないということですけども、実態として十分理解していただいて、情報で私議員サイドもそれぞれ教育委員会とも連携をとりながらやっぱりこの問題に関してはずっ

と注視して私はいきたいなと思います。やはり議員として統廃合になったら関わっていかなくちゃいけない部分がありますので、そこら辺は前回の公共料金の使用料関係もあったように前広にやっていって、住民に対して公表していかないと、これはやはり自分の母校が無くなるんだってなれば誰だって嫌なんですね。それは誰だって嫌ですよ。無くなったってなればですね。そういったのも含めて心情的になりやすいというふうに思いますので、そこら辺はしっかりと前広に検討していただいて、ぽっと提案するようなことがないようにお願いしときたいと思います。

そういった中で、次、インターネット関係で、交流サイト等々で、パソコン、携帯あるいはスマホで、今回の調査で誹謗中傷が3.3%程度あったということでもありますけども、現在、長与の児童生徒について、この取得率というのは調査されているのか、それと家庭との連携はどのようにされてるのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

これにつきましては小中学校とも調査をしております。また、家庭との連携につきましては家庭教育学級というのがございますが、PTAを主体とした家庭教育学級で各単PともにSNSの利用につきましてはの研修会を開いているところでございます。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

子供たちが持つ率っていうのは、年々年々上がってきてると思います。16年で全国で33.8%となっておりますが、もう17年40%、50%ぐらいなってきたのかなというふうに思いますし、今もうネット社会、御承知のとおりそういった社会環境になってきてますし、今まではスマホはだめだっていうような感じでしたけども、これからは逆に児童生徒も含めて授業の中でどうやってスマホと向き合っていくのかっていうそういった教育も必要になってくるんじゃないかなと思いますけども、そういったところは教育委員会としてどのように思ってますか。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

議員御指摘のとおり教育として必要だというふうに考えております。今現在、道徳という教科がございます。小学校は来年度から教科になりますが、この道徳の時間におきまして、こういったスマートフォンといいますか、ネットとどういうふうに関わるかという関連の授業も現在行っております。また、今年度45台のタブレットを学校に導入させていただきました。これにつきましては、かなりスマートフォンに近い形のタブレットでございまして、こういったことを利用しながら活用あるいはこれについてやめる

必要があるような使い方、こういったことについてもこういったことで教育を図っていききたいというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

今後ともやはり学校だけじゃなくて、家庭との連携を十分とっていただいて、より扱いやすい、教育に中でも使用しやすい環境というものを作っていただきたいというふうに思います。最後になりますけども、先程理事の方から切れる低学年ということでお話ありましたけども、長与町もそういった意味では全国的な環境になってきているのかということでお伺いしたいと思いますが、特にLINEとかメールっていう今短文のメッセージの中で語彙が不足しているっていう専門の人もおります。そういった中でやはりコミュニケーション能力の低下、そういった環境が起因しているのかなと言われておりますので、そこら辺も含めてコミュニケーションの低下の状況をどのように考えられているのかということと、それに伴って切れる低学年が最近おるということで、そういったことが全国レベルで長与町も起こっているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

まず、コミュニケーションとそういった問題行動との関連でございますが、自分自身の思いをきちんと伝えられる、自分の思いを言葉で伝えられる児童生徒につきましては、まず問題行動に移るというふうなことは大変少のうございます。これは近年そのようなことではありませんで、それは長い、いわゆる生徒指導というふうに行われる中で、きちんと自分のことを自分で表現できる、コミュニケーションとれるようなことを軸として改善をしていくとこういった問題行動が減るというふうなことの傾向はもう出ております。したがって、コミュニケーション随分大切だというふうに考えてます。その点で最近の子供たちが使う言語が大変短いものだというのでこれは指摘もありますし、あるいは報道の中でも随分これは出されております。これについてもきちんと自分の考えを述べるように学校の中でも指導しております。また、一般的にアクティブラーニングと言われておりますが、来年度から小学校では学習指導要領が移行措置に入ります。この中で主体的で対話的な深い学びということで、かなり授業の中にコミュニケーションを入れていくというふうなことも授業の中で国全体として計画をされておりますし、本町としましてもそれをどんどん生かしていきたいと思っております。そういったことをとおして問題行動も少なくしていき、何よりも子供たちが自分の思いをきちんと伝えられるようにしていきたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

いろんな問題の方で質問させていただきましたけども、今後とも提言に向けてそれぞれ取り組みをしていただきたいと思いますし、最後に教育長の方から今回の調査の結果を踏まえて教育長がこれはやってやるぞっていうような意気込みをちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

どうしても、よそに比べると長与は少ないと思います。そして問題行動あたりも早目に予測した動きをしていますので、その辺で非常に少ないんだろーと思います。それと今、先程から言われてる小学校の子どもたちの児童当たりの先生が少ないとか、例えば長与小学校の例辺りが出たんですが、その辺を補うためにも支援員やったりとか補助員やったりをよそよりも手厚くして、なるべく問題行動が起きないように、それと県とも掛け合って極力、長与小辺りには多めの人数をもらうようには努力をしております。予防が大事だと思っていますので、今後とも早目早目の動きで、私たちとしても各学校を回る機会を増やしてます。はっきり言えば私あたりが動く学校は、何をしに教育長が来たってというふうに見られるんですけど、じゃなく私たちがしょっちゅう行くことによって慣れていただこうと、そして多くの目で問題行動を予防しようと、そういう格好で教育委員会職員を挙げて、そういう体制で動いておりますので、なにしろ問題が起きないように全力を挙げて取り組もうと思っています。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

やはり現場と教育委員会との情報の共有化というのが1番大事になってくるのかなと思いますんで、今後ともよろしく願いしていきたいと思います。

次に納税について質問をいたします。特にトラブル等は無いというような回答でしたけども、過去から現在までも全て納税のトラブル等は何も無かったのか、そこをお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

荒木税務課長。

○税務課長（荒木秀一君）

お答えいたします。過去におきましてやはり課税のミスというのは当然あっております。今回の御質問に出ましたような生活困窮に至るとか公売に至る、ましてトラブルがある、こういったことに至ったケースというものは無いと。ましてそれ以前、過去に関しても無かったものというふうに認識をしております。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

最近、県内の自治体で課徴収支といった固定資産税の還付がされない状況があったということで新聞報道等には載ってございましたけども、そういったところの事例の検討、あるいは自治体との連携というのはされてるものなのか、されてないものなのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

荒木税務課長。

○税務課長（荒木秀一君）

お答えをいたします。先の事例、新聞報道で目にした事例でございます。見た瞬間にやはり私も本町はどうなのということで置きかえて考えるところでございます。実際のところどういった案件でこのような事例に至ったのかっていうのは、直接お話をする機会がちょっと過去にありましたので、やんわりとは聞いておりますが、実際報道に出るといことは私も想定しておらず、その後こういったトラブルといいますか、誤りがあった際において情報を共有するシステムというか、こういったものは現在ありません。あるのが裁判事例ですね、こういったケースに至るものについては、国から通達なり出てまいりますが、その他については当該市町村に対してお尋ねをするという方法しかないのが実情でございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

○8番（分部和弘議員）

なかなかよそのトラブルミスに関してなかなか聞きづらい点もあろうかなと思いますけども、逆にもし聞いとけばそこで無かったっていうこともあり得るというふうに思うんですよ。よく言われますね、人の振り見て我が振り直せというような形でそこはしっかりと連携できる、情報交換できるところはやっていただきたいというふうに思うんですけども、やっぱり無理なんですか、そこら辺は。

○議長（内村博法議員）

荒木税務課長。

○税務課長（荒木秀一君）

そうですね、なかなかネットワークで結ぶとかいう規模のものは難しいとは思いますが、来年度たまたま1市2町の枠組みの中で税務関係の研修会というのを開催する予定になっております。こういった機会を活用しながら今回の議題といいますか、こういったものを提案して形になっていけばいいのではないかとというふうには考えております。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

ある事例で固定資産税について過徴収されとって、返還期間が10年とか20年とか

払った分よりちょっと期間が少なめになってきたというような事例もありますので、そういったトラブルが起きた場合、長与町として、返還期間が地方税法に基づいて5年間と言われるところもあるし、国家賠償法に基づき20年というところもありますけども、固定資産のことでちょっと特化してますけども、そういった事例がもし発生した場合はどういった返還期間になるのか、分かればお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

荒木税務課長。

○税務課長（荒木秀一君）

お答えをいたします。固定資産税についてお話をいたしますが、還付と申しますのは地方税法に基づき5年の還付、5年を超えたら還付請求権が消滅するということから5年という規定がございます。それを超える期間につきまして、長与町には長与町固定資産税及び都市計画税の課税誤りに関する返還金支払要綱というのがございます。この規定によりまして実際に還付返金を行うことになっていくんですが、原則、その要綱の中では10年を超える期間までは返還ができるようになっております。つまり税法の規定の5年に加えて5年間を要綱で還付すると。さらに納税者本人様が領収書をお持ちである場合、20年を超える期間までは対象年度として還付を行うことができるというふうな規定を策定しております。これは当時の国家賠償請求の20年等に基づいて平成12年に公布施行をしておるものでございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

次に固定資産税の方に確認しときたいと思いますけども、本町で土地あるいは建物の所在不明者の状況、それによる問題等は起こっていないのかということと、現在、よく言われる空き家関係に対してはどのように対応しているのかお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

荒木税務課長。

○税務課長（荒木秀一君）

お答えをいたします。所在不明に関してでございますけども、通常、納税通知書とか督促状を送付した際に郵便物の返戻がございます。その際に分かるきっかけがございます。幸いにも本町におきましては全ての納税者が特定できておりまして、調査の結果、郵便物は送達できている状態でございます。だから所在不明者というのは存在しないということで御理解をいただきたい。それから空き家対策に関しては、空き家に対する報告等々がなされてから初めて我々税務サイドの方での課税の強化という形になっていくんですが、今のところ事例は該当が無いということで御理解ください。以上です。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

そういった中でちょっと調べたところやはり所在不明者が全国でも顕著に現れてきているというようなアンケート結果もあります。そういったことでは長与町でも今は若い世代かな、高齢化率があんまり上がってないですからそういったことが顕著に現れてきてないのかなと思いますけども、現実的に高齢化してる地域においては、もうそういった所在不明者が顕著に出てきているところもありますので、そういった所も含めて対応をしていただければと思います。そういった中で次に死亡者課税についてお伺いいたしますが、固定資産税の納税義務者が死亡の後に相続登録が行われておるといふふうに思いますけども、そこは本町は確実に行われているのか、また、相続人調査、もし不明な場合は確実に行われているのか、そこら辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

荒木税務課長。

○税務課長（荒木秀一君）

納税者が死亡した際の事務の流れ等に沿いまして御説明したいと思います。まず、死亡の事実という把握ですね、これが先決になります。この死亡に関しては本町の住民環境課に対しまして、毎月、情報照会の上いただいております。その中で相続人になる方を調査の上、固定資産を現に所有する方が固定資産税の納税義務者となりますので、いったん現に所有する旨の申告書というのを提出をいただくように御案内を申し上げるところです。毎月その事務を行いまして、提出があった後に納税義務者を特定いたしまして、納税通知書の発送に至っているという現状でございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

本町では所在不明者、死亡者課税の相続がうまくいっているということで理解してよろしいんですね。分かりました。そして、ちょっと固定資産税だけで見てみますと、特にRESASの方で見たんですけども、町民1人当たりの固定資産税を見てみましたところ長与町は長崎県21市町中20位なんですね。全国で約1,700自治体あって、1,592番やったか、3番やったか、けつから数えて100番目ぐらいなんですね。どうして長与町が他の類似団体と見比べて町民1人当たりの固定資産税に換算すると低くなるのか。長崎県自体が低いんですけども、それを上回って低い状況なんですけども、それどういった関連があるのかちょっとお伺いしたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

荒木税務課長。

○税務課長（荒木秀一君）

お答えをいたします。全国における順位というのを初めて聞きまして、ちょっと驚いているところでございますが、固定資産税っていうのはそもそもの固定資産の評価基準

にしたがいまして、個々の評価を行って計算を行っていきますので、課税額というのは適正であるというふうに認識をしております。ただ本町が固定資産税が県内でも低い、1人当たり税が低いという統計があるようでございまして、その要因を2つほどちょっとお話ししたいと思います。1点が本町ではベッドタウンという特色を持つことから、家屋の8割以上が居宅となっております。残りの2割が倉庫であるとか、事業所であるとかというようなものですが、その中で固定資産税が高い要素を持つ大型のビルだとか、工場、商業施設といったものが比較的少ない、これが1つの要因というふうに理解をしています。また、もう1つの要因といたしましては、宅地に対する住宅用地の特例の適用というのがございます。この適用率が長与町の場合は非常に高いということが1点あげられます。宅地に住宅が建ってる場合にはこの特例が適用されまして、課税標準額が6分の1から3分の1に減額をされますので、税額へのはね返りというのは非常に大きいものとなっております。以上の2点が、本町が他市町に比べたときの低い理由ではないかというふうに分析をしております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

低い理由、理解をしましたが、これRESASでは1発でこれ出てくるんですね、こうして。緑が世帯数。全然変わらん世帯数、類似自治体あってブルーが固定資産税ですね。長与だけ落ちてきてる。分かりやすく言ってみますと人口と世帯数、上が人口、世帯数なんですね。このV型があって端が長与町なんです。固定資産税もここに合っていくはずなんですけども、このV型長与町がたんと落ちてきてるんですね、長与町だけ。町民1人当たりで換算してですけども、ここが分かんないんですよ、私。どうしてかなって思ってますね。どこも多分ここ決算カードの類似自治体で調べてますので面積と人口規模は変わらない、ほぼ変わらないぐらいの町なんですけども、どうして長与町だけ落ち込んでくるのかなと、そのところがちょっといまいち自分で調べて理解できてなかったし、構成比率も長与町32%なんですよ。分かんないんですけども、税務関係の方は。他は42%いってる。40%台なんですよ。どうして長与町だけこんな低いのかなと。私、調べる前は長与町ベッドタウンだから逆に上のほうかなと思ってたんですけども全然違った結果になって、どうしてかなと。ここのがちょっと分からないもので、もうちょっと何か分かりやすいような判断材料というのはないんですか。

○議長（内村博法議員）

荒木税務課長。

○税務課長（荒木秀一君）

考えられるのは先程の大きな要素2点でございます。確かにおっしゃるとおり実は長与町の宅地の価格というのは県内でも上位なんですね。実は。これが1人当たり税額になると低くなる。いわゆる30%というのが大都市並み、町村レベル行くと40から5

0、確かにこういった統計がございます。いろんな要素が多分関わってくるんだと思うんですが、現状のところは今の分析しかできておりません。よろしくお願いします。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

ちょっと失礼な言い方になろうかと思えますけども、これはやっぱり算出は間違っていないですよ。

○議長（内村博法議員）

荒木税務課長。

○税務課長（荒木秀一君）

課税額の算出という意味では間違っておりません。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

分かりました。ちょっと自分も調べながら不思議に思った範囲で今回質問させていたいただきましたけども、いろいろと納税に関しては、その他の自治体においても課税トラブル等ありますので、本町がそういったことが起こらないように担当する方に十分注意していただきたいと思えます。

それで最後の質問になりますけれども、2020年の東京オリンピックが近づいてきております。そういった中で多くの外国人が訪れてくるのかなというふうに思えます。諸外国ではクレジットカード決済が多くなってきております。そういった中で日本の方もオリンピックに合わせてクレジットカード機能対応が準備されつつあります。今、自治体で言われているのが、税金のクレジットカード納付についてということをよく耳にします。税のクレジットカード納付については、料金の部分、使用料、水道料、料のつく分についてはできないと認識しておりますけども、その他税金については現行法律上では可能であるというふうな国の見解が出てると思えますけども、長与町としてこのクレジットカード納付、どのように感じられてるのかそこをお聞きしたいと思えます。

○議長（内村博法議員）

荒木税務課長。

○税務課長（荒木秀一君）

今まさにクレジットカード納付等々話題になっております。ゆくゆくはという言い方失礼なんですけども、必要になろうかと思っております。現時点では、まだそこまで検討にまで至ってないのが実情でございます。今後また、これもコンビニ納付を始めて確かに納付環境の整備という点では非常に有効なものであるというような認識を持っております。一方ではまた経費が多くかかるっていう面も持ち合わせております。今後、慎重に検討していきながら導入の方向に向けて検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

いろいろと御苦勞があろうかと思えますけども、やはり前向きに、利便性の高い、これからクレジットカード決済も出てくると思えますんで、特に高齢者の方にはちょっと縁遠いかもしれませんが、若者に関してはカード決済、普通にやられていますし、今、銀行等も全てネットで、スマホでもできる感じになってますんで、そういった意味ではクレジットカード決済も含めてできるような環境っていうのも準備あるいは検討していかなくちゃいけない時期に来てるのかなと思えますので、そこら辺も含めてお願いしときたいと思えますし、今後、各種納税については、財源確保の部分と納税者トラブル問題の部分はしっかり対応していただきたいと思えますし、トラブル等絶対無いようお願い申し上げます、早いですけども私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（内村博法議員）

これにて本日の日程は終了します。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

（散会 16時10分）